

平成 16 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 15 年度一般会計の補助金について

平成 17 年 3 月

仙台市包括外部監査人

公認会計士 鈴木友隆

目 次

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査対象期間	1
4. 特定の事件を選定した理由	1
5. 外部監査の方法	2
(1) 監査着眼点	2
(2) 主な監査手続	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の補助者	2
8. 利害関係	3
II. 外部監査の結果	4
(1) 山岳遭難防止対策協議会補助金	4
(2) 国見スポーツ広場管理運営補助金	5
(3) ひとにやさしいまちづくり施設整備補助金	5
(4) 知的障害者授産施設整備費補助金	7
(5) 仙台市老人福祉施設協議会運営補助金	7
(6) 子育て支援ボランティア団体事業助成	8
(7) 病院救急センター運営費補助金(臨時)	9
(8) 仙台ITアベニュー事業補助金(高速通信回線加入工事補助金)	10
(9) 製造業データベース強化事業補助金	11
(10) 学童農園設置事業補助金	12
(11) 優良牛育成事業補助金	13
(12) 山の幸振興対策事業補助金	13
(13) 特定優良賃貸住宅家賃減額助成	14
III. その他	16
(1) 仙台市大学整備促進補助金	16

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

1. 補助金のあり方と問題点	17
2. 仙台市補助金交付手続	21
3. 仙台市補助金の概要	22
4. 補助金調査表からの結果	24
5. 補助事業への意見	28
(1) 仙台港整備運営協議会補助金	28
(2) 仙台国際交流協会補助金	28
(3) 区連合町内会長協議会運営補助金	29
(4) 市連合町内会長会運営補助金	30
(5) 新しい杜の都づくり協議会等運営補助金	31
(6) PTA交通安全活動補助金	32
(7) 財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団運営費補助金	33
(8) 演劇系練習施設運営補助金	34
(9) 男女共同参画財団運営補助金・男女共同参画財団自主事業運営補助金	36
(10) 国見スポーツ広場管理運営補助金	37
(11) 仙台市スポーツ振興事業団事業補助金	38
(12) 技能職職場体験講習補助	38
(13) 仙台市技能職団体連絡協議会事業補助	39
(14) 宮城県労働保険事務組合連合会事業補助	40
(15) 仙台サンプラザ運営補助金	41
(16) 仙台市民生委員児童委員協議会補助金	42
(17) 仙台市民間社会福祉施設設備等整備費補助事業	42
(18) 社会を明るくする運動に対する補助金	44
(19) 宮城県連合遺族会仙台市支部に対する助成金	45
(20) 泉地区遺族会に対する助成金	46
(21) 仙台市傷痍軍人会に対する助成金	46
(22) 社会福祉法人Dに対する助成金	47
(23) 各種障害者スポーツ大会派遣・開催地補助金	48
(24) 仙台市身体障害者福祉大会開催助成金	49
(25) 知的障害者更生施設運営費補助金	50
(26) 軽費老人ホーム事務費補助金	51

(27) 好日庵設置助成金	52
(28) 老人クラブ助成金	54
(29) 仙台市老人クラブ連合会運営費等補助金	55
(30) シルバースポーツ推進事業費補助金	56
(31) 区老人クラブ連合会推進事業補助金	57
(32) シルバー100 円入浴デイ事業運営費補助金	58
(33) 地域在宅療養推進連絡会育成補助金	59
(34) 在宅ケア連絡推進啓発事業補助金	62
(35) 仙台市児童養護施設協議会補助金	62
(36) せんだい保育室助成金	64
(37) 家庭保育室助成金	67
(38) 私立保育所延長保育事業費補助金	67
(39) 子育て支援ボランティア団体事業助成	69
(40) 児童養護施設等B型肝炎予防接種事業費補助金	71
(41) 小児慢性特定疾患通院介護料	72
(42) 仙台市医師会委託事業補助金	73
(43) 仙台市医師会運営費補助	74
(44) 仙台歯科医師会運営費補助金	74
(45) 泉区医師懇談会運営費補助	75
(46) 難病団体運営費補助金	76
(47) 食品衛生協会運営補助金	77
(48) 商工会議所・商工会補助金	79
(49) 仙台ITアベニュー事業補助金(高速通信回線加入工事補助金)	80
(50) 産学共同研究フォローアップ助成金	81
(51) 商店街イベント事業助成	82
(52) 中小企業団体パイオニア事業助成	83
(53) 宮城県中小企業団体中央会運営補助金	84
(54) 商店街ブラッシュアップ事業助成	84
(55) 商店街コミュニティ事業補助	85
(56) 仙台観光コンベンション協会補助金	85
(57) 仙台・青葉まつり開催補助金	86
(58) 伝統的工芸品産業振興事業助成金	87

(59) いずみ農業まつり推進事業	88
(60) 宮城地区農業まつり事業	88
(61) 仙台市米消費拡大推進連絡協議会事業.....	89
(62) 病害虫防除連絡協議会事業	90
(63) 農場制農業モデル地区育成事業.....	91
(64) 仙台市4H クラブ連絡会運営費補助金.....	92
(65) 宮城中央森林組合育成強化事業補助金.....	93
(66) 生垣づくり助成事業	93
(67) 建築物等緑化助成事業	95
(68) 緑化木植栽助成事業.....	95
(69) 仙台市民間防火組織運営補助金	96
(70) 東四郎丸社会教育推進協議会運営費補助	97
(71) 交通安全教育読本補助金	98
(72) 仙台市職員互助会に対する補助金	99

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および仙台市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

平成 15 年度一般会計の補助金について

3. 監査対象期間

平成 15 年度(平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで)とする。ただし、必要に応じ過年度についても監査対象とし、平成 16 年度予算についても参考とする。

4. 特定の事件を選定した理由

仙台市の平成 15 年度一般会計における予算額(補正予算)は 438,657 百万円であり、このうち補助金予算額は 27,566 百万円に上っており、一般会計の 6.3%を占め金額的に重要な項目となっている。また仙台市では「行財政改革プラン 2003」を平成 15 年 3 月に定め、継続的な歳入減少に対して行財政運営の効率化の必要性を訴えているところである。その中において「各種補助金・助成制度等の見直し」を掲げ、補助金等の公益性や必要性および事業期間の設定等について課題として認識しているところである。さらに地方自治法においても補助金は「公益上必要がある場合」(同法第 232 条の 2)になしうるものとされており、支出時点の公益性の検討が必要である一方で、最少の経費で最大の効果をあげることは地方自治運営の基本原則であり(同法第 2 条第 14 項)、支出後の効果についても検証する必要があると考える。

したがって、以上のような状況から補助金に係る事務執行の合規性について監査するとともに、経済性・効率性・有効性についても監査する必要性を認識したため当該事件を監査対象と選定した。

5. 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 補助金の交付事務手続の関係法令等への準拠性
- ② 補助金対象事業の必要性および補助金の合目的性
- ③ 補助金対象事業の公益性
- ④ 補助金の額および算定方法の適正性
- ⑤ 補助金使用実績の把握およびその適格性
- ⑥ 補助金支出効果の把握および評価の妥当性
- ⑦ その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点

(2) 主な監査手続

補助金に関する事務手続が関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、補助金の目的および必要性が公益性の観点から明確となっているか、支出後の効果の検証が行われているか、補助金対象事業が社会経済環境や市民ニーズの変化等に適合しているか等、その経済性・効率性・有効性の観点を視点に加え、関係者への質問、関係書類・関係帳簿の閲覧、証拠書類との照合、その他必要と認める監査手続を実施した。

6. 外部監査の実施期間

平成 16 年 7 月 8 日～平成 17 年 3 月 9 日

7. 外部監査の補助者

公認会計士	花 舘	達
〃	大立目	克 哉
〃	成 田	孝 行
〃	山 本	宣 生
〃	及 川	寛 史
会計士補	大 西	徹
米国公認会計士	宮 尾	賢 二

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 外部監査の結果

(1) 山岳遭難防止対策協議会補助金

担当部課	予算主管課:市民局市民生活部市民生活課 予算執行課:宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課、泉区総務部総務課					
事業開始年度	平成2年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	安全な地域づくりを図るため。					
補助要綱等	仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱					
主な補助対象者	山岳遭難防止対策協議会(泉区・宮城地区・秋保地区)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	3	1,500	1,500		
	14年度実績	3	1,500	1,500		
	15年度実績	3	1,500	1,500		
	16年度予算	3	1,350	1,350		

(指摘事項)

当該補助金は、登山者の遭難等の防止活動および遭難が発生した場合の救援補助活動を行っている各地区の山岳遭難防止対策協議会に対して交付されている。そして、宮城地区については、同協議会が防犯活動団体ではないにもかかわらず、仙台市の防犯活動団体に対する補助金の交付要綱である「仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱」に基づき行われている。

補助金の交付要綱は、公益上特に必要と認められる活動を行っている活動団体に対する補助金の交付に際し、仙台市補助金等交付規則に定める各条項の他に、その補助対象に固有の活動事情を考慮した結果、必要と認められる個別の交付手続等を定める必要性から制定されるものである。

防犯活動団体ではない同協議会に対する補助金の交付を防犯活動団体に対する補助金の交付要綱である「仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱」に基づいて行っていることは、補助金の算定手続等が適正に行われない危険性を有している。したがって、仙台市は同協議会に対する補助金について、交付要綱を新設し、補助対象経費を明確にする必要がある。

(2) 国見スポーツ広場管理運営補助金

担当部課	予算主管課:市民局市民部地域振興課 予算執行課:青葉区総務部まちづくり推進課			
事業開始年度	昭和 57 年度	事業終期年度	終期年度設定なし	
補助目的	地域コミュニティ施設としての円滑な運営を図るため。			
補助要綱等				
主な補助対象者	国見地域市民委員会			
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)		補助金財源(単位:千円)	
	年度	件数	金額	一般財源
	13 年度実績	1	1,356	1,356
	14 年度実績	1	1,356	1,356
	15 年度実績	1	1,356	1,356
	16 年度予算	1	1,356	1,356

(指摘事項)

国見スポーツ広場は、昭和 57 年に移転した旧仙台女子商業高等学校の跡地に残る体育館と運動グラウンドを、国見地区の住民に優先的に利用させるスポーツ施設である。跡地に残る校舎、体育館、グラウンド等の施設は仙台市教育委員会の所管の財産であるが、移転後、仙台市青葉区まちづくり推進課が仙台市教育委員会から目的外使用許可を得て、その再利用方針が決定されるまでの間の暫定的な市民への開放施設としているものである。

国見スポーツ広場の施設管理の運営については、仙台市青葉区まちづくり推進課が国見地域市民委員会に対して運営経費を補助し、管理運営のための必要経費相当額を当該補助金の交付によって負担している。しかしながら平成 15 年度補助金交付額 1,356 千円の内容は、管理人件費 1,200 千円、清掃費 60 千円、消耗品費 60 千円、電話料金 36 千円であり、これらの費用は、本来仙台市が実施すべき管理を代行したことにより発生する必要経費に相当すると判断できる。そのため、国見地域市民委員会に対し当該必要経費相当額を補助金ではなく、負担金として支出すべきである。

(3) ひとにやさしいまちづくり施設整備補助金

担当部課	健康福祉局健康福祉部社会課		
事業開始年度	平成 9 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	身体障害者、高齢者、病弱者その他日常生活上又は社会生活上の行動に制約を受ける者を含むすべての市民が円滑に利用できる建築物の構造、設備等に関する整備が促進されるように、一定の整備を行う施行主等に対して補助金を交付する。		
補助要綱等	仙台市ひとにやさしいまちづくり条例 仙台市ひとにやさしいまちづくり施設整備補助金交付要綱		

主な補助対象者	店舗や病院等、不特定かつ多数の人が利用する施設等の整備をしようとする施行主					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	4	5,270	5,270		
	14年度実績	9	10,660	10,660		
	15年度実績	11	9,470	9,470		
	16年度予算	15	18,000	18,000		

(指摘事項)

ひとにやさしいまちづくり施設整備補助金は、既存の施設を改善して、施設が高齢者や障害者を含む仙台市民にとって利用しやすいものとなるよう、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」で定めている基準に適合したバリアフリー工事に対して、工事費用の2分の1を補助金(上限基準あり)として交付する制度である。対象者は、病院、学校、飲食店、物販店、理容所、公共交通機関など、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則」で定めている公益的施設のうち、不特定多数の人が利用する施設を整備しようとする施行主である。

「仙台市ひとにやさしいまちづくり施設整備補助金交付要綱」第3条第2号によると補助の対象者として「補助金を受けないで対象工事を行うことが困難であること」とする要件が規定されている。

しかし、決裁文書において、同要件号2についての検討が行われていない。それにより、補助金申請時の添付資料である決算書の写しを閲覧すると、財政力があり、独自で工事実施が可能と思われる先に対しても補助が行われていた。

(図表) 団体ABCに対する補助対象工事費等の状況

(単位:千円)

団体名	補助対象工事費	補助金額	利益剰余金
A法人	900	450	5,343,000
B法人	1,354	670	297,277
C法人	3,150	1,500	297,277

同要綱第3条第2号の趣旨は、財政力があり独自でバリアフリー工事実施が可能な先に対しては、補助金を交付しないということと思われる。もし同要綱第3条第2号を残すのであれば決裁文書において、同要綱第3条第2号の要件の適否の検討が必要である。

一方で、同要綱第3条第2号の規定により補助申請者を補助対象から除外したことも過去になく、実質的に同要綱第3条第2号の存在意義がなくなっている。今後も補助申請者を補助対象から除外する方針がないのであれば、同要綱第3条第2号の要件を削除するなど同要綱の見直しが必要である。

(4) 知的障害者授産施設整備費補助金

担当部課	健康福祉局健康福祉部障害企画課					
事業開始年度	平成元年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	社会福祉法人が、国庫補助金または民間補助制度の補助を受けて、社会福祉施設整備事業を行う場合において、その法人の負担の軽減を図り、民間社会福祉施設の整備を促進するため、当該法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。					
補助要綱等	仙台市民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱 (仙台市社会福祉法人助成条例)					
主な補助対象者	社会福祉法人					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	1	196,610	130,623	65,987	
	14年度実績	1	318,687	196,241	122,466	
	15年度実績	3	429,440	297,792	131,648	
	16年度予算	1	54,341	30,373	23,968	

(指摘事項)

平成 15 年度における知的障害者授産施設整備費補助金の算出根拠を検討したところ、施設整備費については、補助金算定が平成 15 年度に適用される「仙台市民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱」と異なっていた。

施設整備費について、同要綱は国の基準「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について」を参考にして補助金額を算定することとしている。平成 15 年度に国の基準が改定(ここ 2~3 年は減少傾向にある。)されているが、平成 14 年度時点で、各施設に対して平成 14 年度の国の基準に基づいた予算を提出しているため、仙台市としては当該予算を減らすことができず、平成 14 年度の国の基準に基づく予算で施設に補助したものである。

しかし、この計算方法に関しては同要綱には何ら規定されていないため、原課は逆算計算を行い、予算と合致する数字を算出し、それを平成 15 年度の補助金として支給していたものである。この逆算計算によって、本来であれば平成 15 年度における国の基準に基づいて計算した場合と比較して、14,794 千円だけ多く施設に支払っていた。

最終的には、施設の予算に合わせる形で支給せざるを得ないと考えるが、同要綱でもその点を踏まえて、現実的に適用できる規定に変更すべきである。

(5) 仙台市老人福祉施設協議会運営補助金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課		
事業開始年度	平成 9 年度	事業終期年度	平成 15 年度

補助目的	仙台市内の社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム等の施設で組織されており、研修・会議等を通じて、施設サービスおよび入所者・職員の処遇向上等を図ることを目的とする。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台市老人福祉施設協議会					
補助金財源と 交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	1,500	1,500		
	14年度実績	1	1,500	1,500		
	15年度実績	1	500	500		
16年度予算	—	—	—			

(指摘事項)

仙台市は、平成15年5月13日付け決裁文書「平成15年度仙台市老人福祉施設協議会運営費補助金の交付について」において、「当協議会は平成9年度の発足以来、仙台市からの補助金のみで運営しており、現時点において当市の補助によらない運営は困難である。」として補助金500千円を認めている。平成15年度同協議会の予算によれば、支出項目の中で予備費が711千円計上されている。さらに同年度の同協議会の決算報告書においても、補助額500千円を超える1,298千円の繰越金を計上している。以上から、同協議会は仙台市の補助によらなければ運営が困難になる組織ではないと考えられるため、決裁文書における理由の中の「現時点において当市の補助によらない運営は困難である。」は、説明に合理性を欠いていると言わざるを得ない。

原課は補助対象先の決算報告書の内容を吟味し、決裁文書中の補助理由との齟齬をきたさないようにすべきであるとともに、補助金額の支給の有無について十分検討すべきである。

(6) 子育て支援ボランティア団体事業助成

担当部課	健康福祉局こども家庭部こども企画課					
事業開始年度	平成13年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	地域における子育て支援の充実を図るために、託児事業および先導的な子育て支援事業を実施しているボランティア団体の活動を推進し、あわせて団体の育成を図る。					
補助要綱等	仙台市子育て支援ボランティア団体事業助成要綱					
主な補助対象者	託児事業を行っているボランティア団体および先導的な子育て支援事業を行っているボランティア団体					
補助金財源と 交付	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	5	5,906	5,906		
	14年度実績	7	4,480	4,480		

実績	15年度実績	8	6,540	6,540		
	16年度予算	8	6,400	6,400		

(指摘事項)

託児事業に関する「仙台市子育て支援ボランティア団体事業助成平成15年度助成対象事業及び助成額」によれば、託児事業を行っているボランティア団体は、「1(1)⑩利用者及び託児者の託児中の事故に備えるため、保険に加入すること」が仙台市の助成要件の一つになっている。しかしながら、D託児事業者は、利用者の託児中の事故に備えるための保険には加入しているが、託児ボランティアの託児中の事故については加入していない。速やかに保険の加入を促すべきである。

(7) 病院救急センター運営費補助金(臨時)

担当部課	健康福祉局保健衛生部保健医療課					
事業開始年度	昭和61年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	オープン病院救急センターが本市の地域医療・救急医療の向上に果たす役割に鑑み、同センターの事業の円滑なる運営を図るため。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人仙台市医療センター					
補助金財源と 交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	—	—	—		
	14年度実績	1	28,922	28,922		
	15年度実績	1	32,550	32,550		
	16年度予算	1	12,638	12,638		

(指摘事項)

当該補助金は、仙台市医師会および仙台市によって設立された仙台オープン病院救急センターの医療機器更新経費の一部として補助を行ったものである。

(1) 承認手続の適正化

平成15年7月11日に開催されたオープン病院における物品購入委員会議事録において、「仙台市から補助が決定した超音波診断装置について」との記述がある。しかし、補助金申請書は同8月29日付け、また、補助金交付決定通知は同9月4日付けとなっており、仙台市は正規の補助金交付手続き前に何らかの補助内示を出していることが示唆され、正規の手続きは形骸化していると言わざるを得ない。補助決定には定められた承認手続きが

必要であり、これを経ずに内示を出すことは、承認手続き(審査)の適正化の観点から認められるものではない。

(2) 仕様書の作成

同議事録において「他メーカーと比較して性能が優れ、現在のシステムとの構成がしやすく、価格も安価であることからAメーカーのB製品を選定したい」との記述があり、また、院長への上申事項として「平成15年度救急センター医療機器申請について、超音波診断装置のメーカーをAメーカーに選定する」とされている。これに従い同装置の入札を同8月22日に指名競争入札で実施している。その結果は次のとおりである。

(図表) 指名競争入札の実施状況

業者名	第1回	第2回	備考
Aメーカー	37,050千円	36,550千円	予定価格超過のため第3回は見積合わせ
X医療器械店	37,820千円	—	第2回目辞退
Yメーカー製品販売会社	—	—	委任状不備のため退席

Aメーカーとの見積合わせの結果、予定価格32,550千円と同額で契約している。

ここで、購入装置をAメーカーのB製品としていては上記のような入札を実施したとしてもAメーカーが有利であることは間違いなく、入札自体に意味があるものとは言いがたい。超音波診断装置は他メーカーにも同等の代替品があり、また、金額が安価か否かは入札で決定すべき項目である。仙台市は補助金による設備購入については市の規定に準じて適切な仕様書作成、入札手続きを指導する必要がある。

なお、病院では入札業者選定後、業者に対しAメーカーのB製品以外の同等品についても認める旨を口頭説明したが、同等品による入札を選定した業者がいなかったため書類上は同等品以上可である旨は記載されていないとのことである。しかし、「同等品」については詳細に仕様書に定義する必要がある、口頭による「同等品」との説明を行っているとするれば、その方法は極めて曖昧、杜撰と言わざるを得ない。

(8) 仙台ITアベニュー事業補助金(高速通信回線加入工事補助金)

担当部課	経済局産業政策部産業振興課産業創出係		
事業開始年度	平成14年度	事業終期年度	平成14年度
補助目的	仙台ITアベニュー及び周辺地区の中小企業が高速回線に加入する工事費を補助することにより、仙台ITアベニューへのIT関連企業の集積、通信事業者の参入意欲を誘導する。		

補助要綱等	仙台市高速通信回線加入補助金交付要綱・仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	指定区域内に事業所をおく中小企業					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	—	—	—		
	14年度実績	—	—	—		
	15年度実績	20	315	315		
16年度予算	—	—	—			

(指摘事項)

当該補助金は平成14年度事業であるが支出は平成15年度に行われておこなわれている。これは支出事務を平成14年度に行うおこなうことを失念したためである。事務手続きを適正に行うことが必要である。

(9) 製造業データベース強化事業補助金

担当部課	経済局産業政策部産業振興課					
事業開始年度	平成14年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	仙台市産業振興事業団では、平成14年度において、更なる事業展開の一つとして、「仙台圏製造業事業所データベース作成事業」を実施することとした。当該事業は、本市の産業に寄与するものと判断され、かつ、この事業実施にあたり、財団の経営支援・運営基盤の強化を行うことが、本市の産業振興施策上必要と判断されたため、補助金の交付を決定した。平成14年度以降、同様の目的で、作成したデータベースの維持・管理及び、データベースのさらなる充実のため補助金を交付している。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人仙台市産業振興事業団					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	—	—	—	—	
	14年度実績	1	13,727	13,727	—	
	15年度実績	1	4,774	2,388	2,386	
16年度予算	1	2,994	2,994	—		

(指摘事項)

補助金交付決定通知書における補助金交付の条件に「事業終了後は、速やかに収支決算書及び財団運営事業概要報告書を提出してください。」とある。しかし、当該報告は支出項目、金額および簡単な事業概要のみが仙台市に報告されており、詳細な支出項目内容、

支出先等は不明である。支出先の情報等実績報告に関する資料は事業団で所持しており、原課は事業団訪問時に適宜確認を行っているとのことである。しかし、仙台市の外郭団体であろうとも、交付条件にあるとおり収支決算書を提出させ、補助金の使途について審査をすることが必要である。

(10) 学童農園設置事業補助金

担当部課	経済局農政部農政企画課					
事業開始年度	不明		事業終期年度		終期年度設定なし	
補助目的	学童に土に対する親しみ、農作物の生育、収穫の喜び等を学ばせながら農業を理解させることを目的とする。					
補助要綱等	仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	農協、農業者、農家組織					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	51	6,120	6,120		
	14年度実績	60	7,200	7,200		
	15年度実績	61	7,320	7,320		
	16年度予算	65	6,174	6,174		

(指摘事項)

当該補助金は、学童農園として学校に農園面積概ね 10a(1,000 m²) 以上の水田または畑地の入園契約を無償で締結した農家等に対して定額 120,000 円を助成するものである。

「仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱」によれば、採択基準として農園面積を概ね 10a 以上としているが、学童農園入園契約書を閲覧したところ、10a に満たない農園が次のとおりあった。

(図表) 10a に満たない農園面積と入園契約数の状況

面積(m ²)	入園契約数
0-300	4
301-500	1
501-700	7
701-999	5
計	17

このように、同要綱の採択基準に反して、10a に満たない農園に対して補助金を支給している例が見られた。これは面積が小さい場合でも小中学生に農業体験を確保するために、補助金を交付して学童農園とすべきであると判断して運用してきたものである。

したがって同趣旨に鑑みれば同要綱を修正すべきである。

なお、平成 16 年度から定額で農園に補助金を支給することを改め、農園面積に応じて支給することとしている。

(11) 優良牛育成事業補助金

担当部課	経済局農政部農業振興課					
事業開始年度	昭和 63 年	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	優良牛群の改良選抜を促進し、高等能力牛の確保を努めるため、優良牛群検定の推進及び和牛の登記登録を推進し、それに要する経費の一部を助成し、飼養農家の経営安定を図る。					
補助要綱等	仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	農業者					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	447	505	505		
	14 年度実績	635	474	474		
	15 年度実績	666	523	523		
	16 年度予算	533	616	616		

(指摘事項)

この補助金は、乳用牛群検定を受けた農業者および和牛の子牛登記・基本登録を行った農業者に対して当該検定、登記および登録費用の 10 分の 3 以内の補助を行うものである。

乳用牛群検定にかかる経費の領収書について通査したところ、領収書に日付が記入されていないものが多数存在した。原課は補助金支給の対象となる領収書の確認を厳格に行う必要がある。

(12) 山の幸振興対策事業補助金

担当部課	経済局農政部農林土木課					
事業開始年度	平成 15 年度	事業終期年度	平成 17 年度			
補助目的	地産地消の観点から国内産椎茸の高品質化・低コスト化に対して助成することにより、安全性の高い自然食品である国内産椎茸の消費拡大を図る。					
補助要綱等	仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	JA仙台管内の椎茸生産者をもって構成されているJA仙台椎茸生産組合					
補助 金財	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	県	

源と 交付 実績	13年度実績	—	—	—	—	
	14年度実績	—	—	—	—	
	15年度実績	1	2,861	661	2,200	
	16年度予算	1	600	0	600	

(指摘事項)

当該補助金は、椎茸生産強化のため、産地構造改革計画に基づき実施する取り組みに要する経費について補助金を交付している。補助金交付の対象となる経費の領収書について通査したところ、すべてのご利用明細書(領収証)に領収印がなかった。原課は補助金支給の対象となる領収書の確認を厳格に行う必要がある。

(13) 特定優良賃貸住宅家賃減額助成

担当部課	都市整備局住宅地部住環境整備課					
事業開始年度	平成6年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	法の趣旨に基づき、中堅所得層ファミリー世帯向けに居住環境が良好な賃貸住宅を供給する。					
補助要綱等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 仙台市特定優良賃貸住宅供給促進制度実施要領					
主な補助対象者	仙台市特定優良賃貸住宅の認定事業者					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	23	137,759	72,347	65,412	
	14年度実績	23	134,715	70,658	64,057	
	15年度実績	23	118,586	64,596	53,990	
	16年度予算	22	112,061	59,393	52,668	

(指摘事項)

当該補助金は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の趣旨に基づき、中堅所得層ファミリー世帯向けに居住環境が良好な賃貸住宅を供給する事を目的として、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用のうち、共同施設の整備に係る費用を補助するとともに、入居者に対し家賃を減額補助するために交付されるものである。

資料を閲覧した結果、入居者に対する補助金の交付の決定に当たり以下のものが発見された。

- ① 親族控除等が行われているが、控除の根拠となる資料が添付されていないもの4件

(内訳)

- ・親族控除を受けているが、親族の存在を確認できる資料が添付されていないもの 2 件
- ・寡婦控除を受けているが所得税法上の寡婦控除の適用を受けていることが確認できないもの 2 件

② 世帯員の年間所得に関する資料が添付されていないもの 1 件

③ 受付時に書類の不備があり再提出を受けることとしたが、再提出を受けていないもの 2 件

これら①から③については、事務手続き上の問題とも考えられるが、意図的に控除額を増額するあるいは所得額を減少させるなどの不正が行われる可能性もあり、資料の添付および入手を徹底することが必要である。

Ⅲ. その他

(1) 仙台市大学整備促進補助金

担当部課	企画局総合政策部調整課					
事業開始年度	平成9年度		事業終期年度		終期年度設定なし	
補助目的	学都としての質量両面の集積によるまち全体の活性化を、私学の資源や活力等を活かしながら図ることを目的に創設。					
補助要綱等	仙台市大学整備促進補助金交付要綱					
主な補助対象者	市内において大学等の開設、学部・学科等の新設、収容定員の増などを行うため、補助対象事業を行おうとする学校法人					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	16,000	16,000		
	14年度実績	—	—	—		
	15年度実績	1	94,000	94,000		
	16年度予算	—	—	—		

当該補助金は、仙台市内に新たに大学等を設置または市内の大学等が定員増員のために、施設整備もしくは備品等の購入を行った場合に、その経費の一部を補助するものである。

平成15年度は、学校法人東北文化学園大学の施設建築・備品購入に対して補助金が支出されている。

しかしながら平成16年度に入り、国および仙台市からの補助金の不正受給が発覚し、ついには補助金適正化法違反等で元理事長の逮捕に至る事件となった。当該補助事業は監査対象の一つであるが、監査上の指摘をするにはなじまないと判断し、監査対象から除外することとし、したがって指摘事項を言及しない。

なお、18歳人口の減少など少子化の進展により、学生の量的な拡大を目的とした大学整備促進補助金交付要綱は役割を終えたとして、平成16年12月27日に廃止されている。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

1. 補助金のあり方と問題点

補助金等とは、当該地方公共団体以外の者に対して交付される補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないものをいう。

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としている。「公益上必要がある」か否かは、「当該団体の長および議会が個々の事例に即して認定するが、これはまったくの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。当該団体としては、寄附または補助を行うに当たっては慎重にその必要性および効果等について検討を要する。」ものと解釈される。

補助金は、一旦支給されると既得権益化されやすく、明確な理由がない限り、見直し、減額または廃止が困難な傾向にある。しかしながら、社会経済環境の変化や、仙台市民のニーズの多様化に伴い、以前は必要とされていた補助金もその必要性を失い、また補助率を減少させるべきこともある。補助金の公益性、必要性、公平性について客観的な視点から見直しが求められる。

補助金は予算に占める割合が大きく、仙台市の昨今の税収不足に伴う歳入の減少により財政が逼迫されてきていること、さらに「財政の硬直化」が進んでいること、そしてこの状況は今後ますます厳しくなると予想されていることから、補助金支出はできる限り圧縮する方策が求められていると考える。

仙台市の補助金支給については以下の問題があり、早急に対策を講じる必要がある。

- (1) 公益上の必要性についての解釈が明確ではなく、補助金の支給対象を幅広く捉えていると考えられる。しかしながら、現在の社会情勢も含め仙台市の財政状況を踏まえて、支給対象範囲の判断・認定は慎重に行うべきであり、本来の趣旨に合致する支給対象者のみに補助がなされるようにすべきである。
- (2) 補助金支出の決定に当たっては、補助金に関する全般的な事項が記載されている仙台市補助金等交付規則のみを基に決裁文書により行われている例もある。

具体的には、原課の起案により、決裁文書上で補助金額が決定される。そのため、算定根拠が曖昧となりやすく、原課の判断によって補助金額が左右されることにもなりかね

ない。また、補助金支給先の予算額に応じて補助金額を算定するため、結果的に実績額を上回ることもあるが補助金額の精算が求められていない例もある

補助金額の算定には客観性を持たせる必要がある。したがって、毎年支出する補助金については、補助金の目的、支給対象、算出方法等が規定された補助金交付要綱を個別に作成し、それに則って支給されるべきである。

- (3) 一旦補助金交付要綱が作成されると、その後は当該要綱に基づいて毎年当然のごとく支給されることが多い。補助金は時代の要請、社会の要請とともに当初の目的とは変化していくことは必然であり、補助金支給先も補助対象範囲も異なることになる。

過年度の補助金を廃止せず、新規の補助金が増え続ける限り、補助金支出は増加の一步を辿るだけである。したがって、補助金交付要綱が実態に合っているのか常に検証する必要がある。実態に合わせ見直す場合は、補助金の要不要、多寡も含めて検討されなければならない。

そのためにも、新規の補助金を支給する場合には、当初の段階で補助金支給の最終期限を設定する必要がある。また、既存の補助金においても、補助金交付要綱の見直しを図り補助金支給の最終期限を設定する必要がある。原則最大3年程度とし、最終期限と共に原則廃止とする。また、それ以前であっても補助金の目的に合致しなくなった時、補助金の効果がなくなったまたは少なくなった時には最終期限を待たずに補助金の支給を全部または一部打ち切ることがある旨補助金交付要綱において明確にしておく必要がある。さらに、その上で継続が必要な補助金については、期限延長の措置をとることが必要である。

- (4) 補助事業の効果の測定ができないとされているものが見受けられる。また、効果測定ができるにもかかわらず効果測定を行っていないもの、厳密に行っていないものも見受けられる。公益性のある事業であっても、補助金支給後の効果が薄いものがある。その場合には、補助金支給の効果を高めるため、補助金支給方法について検討する必要がある。その検討のための基礎資料として、すべての補助金について何らかの形で効果を測定することは重要である。

また、施設整備等補助金については、補助を行うのは単年度だけであるが、施設は長期にわたる利用が原則である。したがって、施設整備補助金の効果は長期にわたり測定を続ける必要がある。

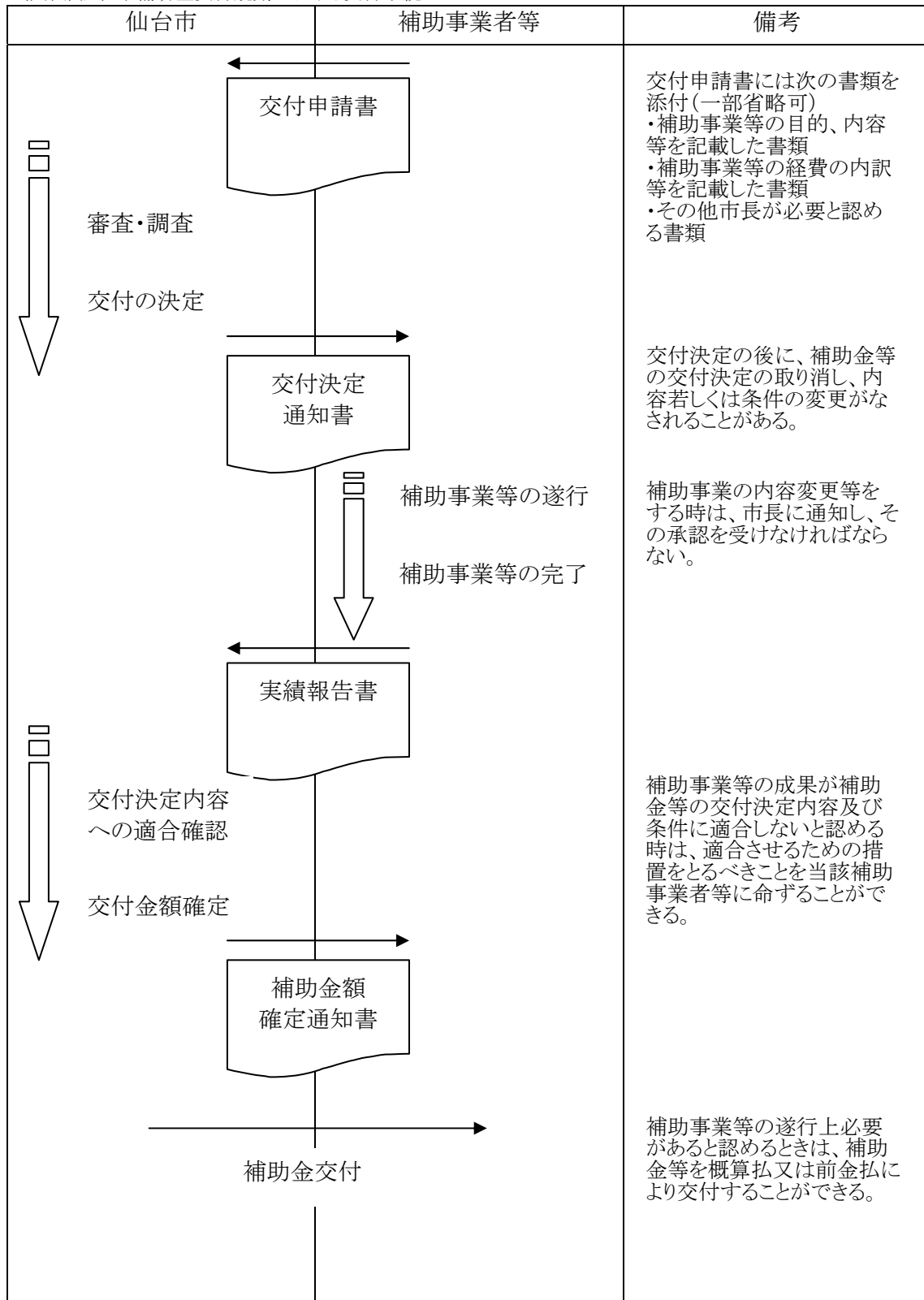
- (5) 少額な補助金については、その効果が明確でない場合が多い。むしろ、当該補助金支給に係る市役所職員のコストを考慮すると、それ以上の費用が支出されているという状況が十分考えられる。少額な補助金については、特にその効果の有無を判断し必要性を吟味する必要がある。
- (6) 補助金支給先の財務内容が裕福であるにもかかわらず、補助金が支給されている例が見受けられる。具体的には、多額な繰越金を持っており、かつ収入と支出額がほぼ均衡している例や、支出額を超える収入額(補助金を含む)が計上されている例である。このような補助金支給先に対しては補助金を支給する効果が少なく、他の補助金支給先との公平性にも問題を生じる。補助金の廃止または減額を考えるべきである。
- (7) 補助金の内容を勘案すると、本来は補助金支給先独自で資金を調達すべきものであるにもかかわらず、仙台市より補助金の支給を受けている例がある。一時的に補助する必要性があったにしても、補助金支給先を早期に自立させるよう指導すべきである。基本的には補助金を毎年同額支給する形が多いが、自助努力を促すためには、毎年補助額を逡減させていき数年後には補助ゼロというように逡減型の導入も必要と考える。
- (8) 補助対象費用の適正性に関する確認審査に不備が見受けられる。
すなわち、事業運営費を補助する場合に、領収書等証拠書類を入手せずに報告書のみで補助金支給の是非を判断している例や、領収書等証拠書類を入手していても、証拠書類の内容や適格性をよく吟味せずに補助金支給の是非を判断している例が見受けられる。原課は、補助金支給の先端部門であるので、必ず証拠書類の提出を受け、内容等を吟味する必要がある。
- (9) 補助金の効果的使用に関して、書類審査を行ってはいるが、補助金支給先に対する現地調査が行われていない例が見受けられる。証拠資料を入手しただけでは、確認ができないことも多い。したがって、施設設備等補助など一時的な補助についてはその都度、事業運営費補助などその後も継続される補助については毎年定期的に補助金支給先に審査に出向き実態調査・確認を行うべきである。さらに抜き打ちによる現地調査も考慮される必要がある。

- (10) 補助金受給団体が上部団体を持っている例や他団体からも補助を受けている例においては、上部団体や他団体を含めた全体の構図を見ないと補助金支給の対象とすべきか否かについて明確な判断をすることができないと考える。しかし、原課は上部団体からの資料を徴求していないなど全体像を把握せず、当該補助金受給団体の財務状況だけで補助金支給の要不要や多寡を判断していることがある。補助金受給団体だけではなく全体像を把握したうえで、補助金支給対象先や支給額を決定すべきである。
- また、補助金受給団体である上部団体から補助金使用団体である下部団体へ補助が行われる例については、補助金支給の効果が原課において判断できるように、仙台市は直接下部団体に補助金を交付し、補助金の支出内容を直接管理すべきである。
- (11) 外郭団体等に役員報酬を補助している場合、市民からお手盛りとの批判を浴びないよう次の点に留意する必要がある。
- ① 当該外郭団体の現時点における存在意義について再検討するとともに、市自体で実施するよりもコスト面で有利である等の合理的理由があること。
 - ② 特に施設管理型の外郭団体等については、現状の管理受託者を当然に指定管理者に選定するのではなく、指定管理者はコンペ等の透明性を高めた方法によって選定すること。
 - ③ 役員は市OBに限らず、公募等により幅広く人材を求めること。または、評議員会を設置し公正な方法で役員を選任すること。
- (12) 最近マスコミで取り上げられている学校法人東北文化学園大学への補助金支出については、補助金の不正受給が発覚し、ついには国の補助金を不正受給したこと等により元理事長の逮捕に至る事件となった。したがって、この補助事業は監査上の指摘をするにはなじまないと判断し、監査対象から除外しており、指摘事項を言及していない。

2. 仙台市補助金交付手続

仙台市補助金等交付規則による交付手続は次のようになっている。

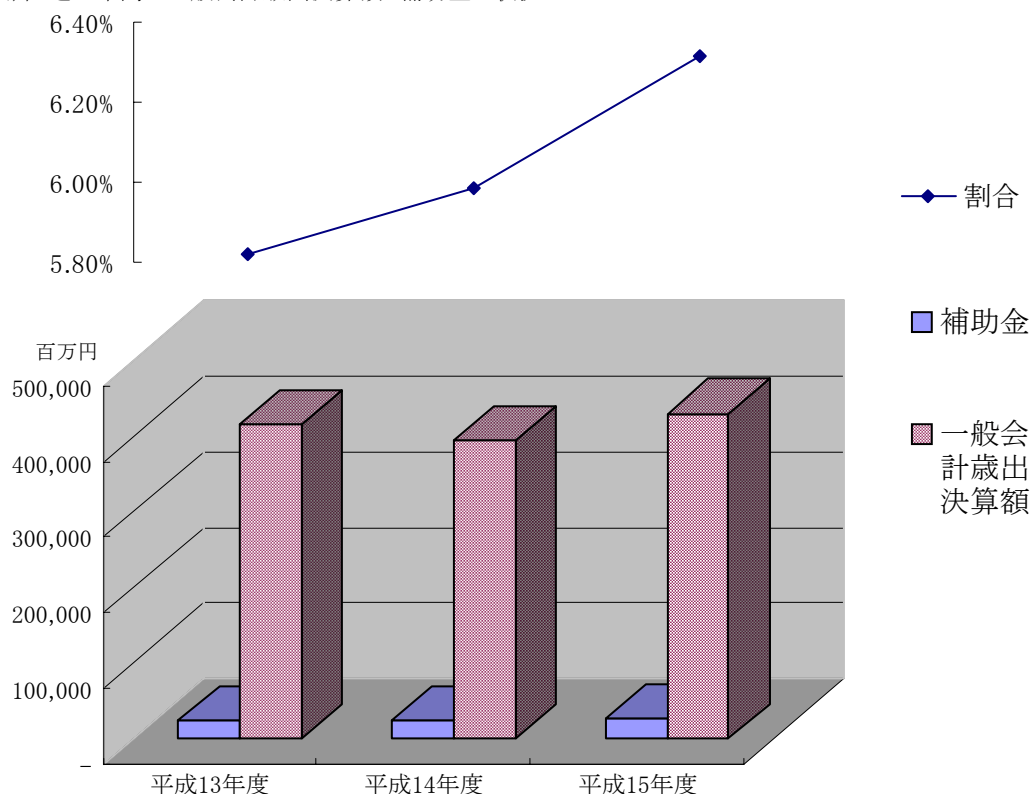
(図表)仙台市補助金交付規則における交付手続



3. 仙台市補助金の概要

(1) 補助金の執行状況

(図表) 直近3年間の一般会計歳出決算額と補助金の状況



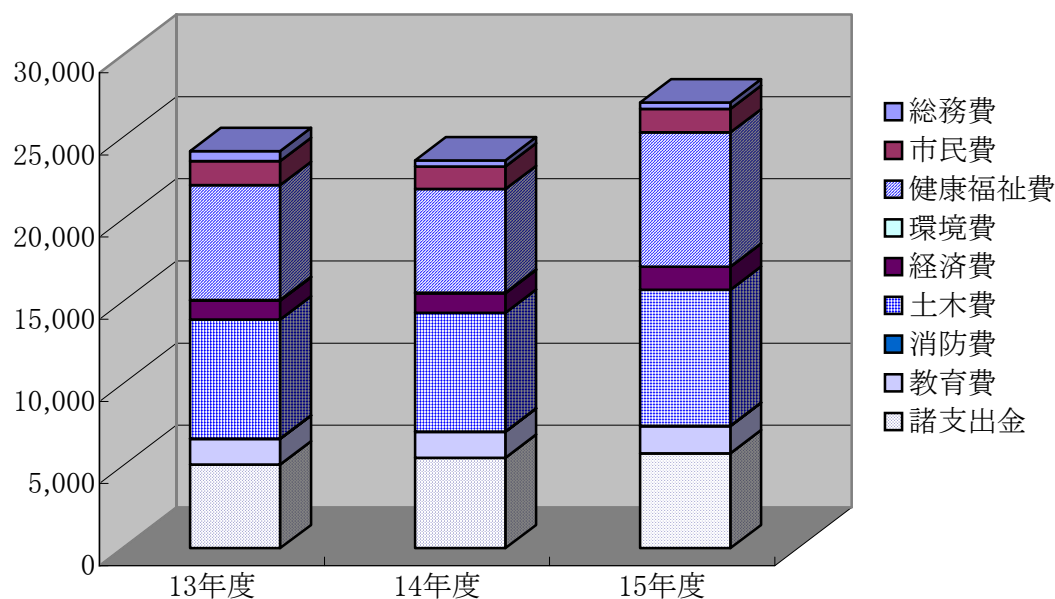
(単位:百万円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
一般会計歳出決算額	415,182	394,471	429,536
補助金	24,171	23,604	27,135
割合	5.82%	5.98%	6.32%

仙台市の直近3年間の一般会計歳出決算額と補助金の状況を見てみると、上のグラフ、表のような状況である。一般会計歳出決算額は平成13年度から平成14年度にかけて減少したが、平成15年度においては増加した。一方、補助金については金額面で言えば一般会計歳出決算額と同様の傾向を示しているが、一般会計歳出決算額に対する割合で言えば、平成13年度から平成15年度にかけて増加傾向が続いている。(コメントを5行程度で行う)

(2) 補助金の目的別の状況

(図表)直近3年間の補助金の目的別内訳



(単位：百万円)

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
総務費	603	2.5%	379	1.6%	402	1.5%
市民費	1,471	6.1%	1,367	5.8%	1,427	5.3%
健康福祉費	6,994	28.9%	6,302	26.7%	8,172	30.1%
環境費	33	0.1%	34	0.1%	10	0.0%
経済費	1,146	4.7%	1,194	5.1%	1,392	5.1%
土木費	7,256	30.0%	7,223	30.6%	8,281	30.5%
消防費	18	0.1%	17	0.1%	16	0.1%
教育費	1,557	6.5%	1,578	6.7%	1,660	6.1%
諸支出金	5,089	21.1%	5,508	23.3%	5,770	21.3%
合計	24,171	100.0%	23,604	100.0%	27,135	100.0%

補助金の金額を目的別に見てみると、土木費、健康福祉費、諸支出金の順に多い傾向となっており、この3つで全体の80%以上を占めている。補助金全体との割合を計算してみると、平成15年度は土木費、健康福祉費ともに約30%となっている。

平成14年度から平成15年度にかけての推移を見てみると、補助金全体の金額としては約15%の増加となった。特に健康福祉費は平成14年度から平成15年度にかけて増加が著しく、金額で1,870百万円の増加、増加率では29.7%となっている。増加要因としては主に高齢者向けの福祉施設建設費助成、保育環境改善関連費での増加となっている。また、土木費は金額で1,058百万円の増加、増加率では14.7%となっている。この増加のほとんどは土地区画整理事業補助金に因るものとなっている。

(3) 金額別補助金の状況

(図表) 補助金額範囲別の補助金件数と補助金額の状況

補助金額の範囲 (単位:百万円)	補助金の件数		補助金額	
	数	累積割合	金額	累積割合
1,000 以上 ~	6	1.5%	13,169	48.5%
500 以上 ~ 1,000 未満	3	2.3%	1,973	55.8%
100 以上 ~ 500 未満	33	10.5%	7,052	81.8%
50 以上 ~ 100 未満	35	19.3%	2,306	90.3%
10 以上 ~ 50 未満	86	40.8%	2,082	98.0%
9 以上 ~ 10 未満	8	42.8%	75	98.2%
8 以上 ~ 9 未満	4	43.8%	33	98.4%
7 以上 ~ 8 未満	7	45.5%	53	98.6%
6 以上 ~ 7 未満	8	47.5%	52	98.8%
5 以上 ~ 6 未満	14	51.0%	73	99.0%
4 以上 ~ 5 未満	10	53.5%	45	99.2%
3 以上 ~ 4 未満	14	57.0%	47	99.4%
2 以上 ~ 3 未満	33	65.3%	78	99.7%
1 以上 ~ 2 未満	41	75.5%	52	99.9%
0.5 以上 ~ 1 未満	40	85.5%	26	99.9%
~ 0.5 未満	58	100.0%	12	100.0%

補助金等のうち平成 15 年度補助金決算額について、表のような補助金額の範囲について件数とその金額の分布状況について調べてみた。

その結果、金額上位でみると、件数にして 1.5% でしかない 1 件当たり 10 億円以上の補助金が補助金額全体の約半分を占めていることが分かる。逆に金額下位でみると、件数にして約半分を占めている部分(補助金額で 6 百万円未満)は補助金全体で見れば約 1% 程度であることが分かる。

4. 補助金調査表からの結果

補助金についての状況を把握するために、「補助対象事業調査票」を作成し、各部局に配付し記入の協力をいただいた。その記入結果から以下のような問題点等が把握された。

(1) 補助金交付要綱の有無について

「補助対象事業調査票」で補助金交付要綱の有無について調査した。その結果は次のとおりである。

	件数	割合
補助金交付要綱あり	268 件	66.2%
補助金交付要綱なし	137 件	33.8%

「補助金交付要綱なし」には「仙台市補助金等交付規則」と記入されているものも含まれている。

この調査結果で明らかのように、「なし」もしくは「仙台市補助金等交付規則」のみの記入がある補助対象事業は137件あった。このうち「仙台市補助金等交付規則」は補助金の交付に関する基本的な手続を定めたものであり、補助対象経費等は何ら記載されていない。補助金交付要綱には、その補助対象経費等が明記されていないと補助金額として妥当なものかどうかの判断を行うことができない。また補助目的が明記されていないと補助金の効果があるかどうかの判断をつけることができない。

補助金の適切な執行のためには、要綱等を定め、補助金の意義を明確にする必要がある。

(2) 補助対象事業費の内訳について

「補助対象事業調査票」で補助対象事業費の種類について調査した(複数回答可)。その結果は次のとおりである。

	<u>件数</u>
施設設備等整備費	72
事業運営費	187
団体運営費	34
事業運営費と団体運営費の両方	53
利子補給	10
その他	57

調査結果からは事業運営費が最も多く、次に施設設備等整備費の順となった。この補助対象事業費の種類は、その補助金の審査方法に影響を与えることとなる。すなわち事業運営費であれば、その事業の確実な実行と支出内容の確認に審査重点があり、団体運営費であれば、その団体の決算書等による補助金額の金額決定が重点となる。さらに施設設備等整備費では、施設整備内容を立入検査により確認することに重点が置かれることになる。

したがって原課が審査重点に対応した審査を行うことができるようにするために、要綱等により、補助対象事業費を明確にする必要がある。

(3) 事業開始年度および終期設定について

「補助対象事業調査票」で事業開始年度および終期設定について調査した。その結果は次のとおりである。

事業開始年度	件数	割合
昭和	91	22.5%
平成	247	61.0%
不明	62	15.3%
その他	5	1.2%

事業終期年度	件数	割合
設定あり	75	18.5%
設定なし	322	79.5%
その他	8	2.0%

事業開始年度が昭和もしくは開始年度不明等を合わせると約 4 割となるが、これらは事業開始から 15 年以上経過していることとなる。

また事業終期年度の設定が行われていないものは、約 8 割となっている。昨今の仙台市の財政事情を鑑みると補助金は縮減せざるを得ず、新規の補助金を支給する場合には、原則最大 3 年程度とし、最終期限と共に原則廃止とするのが望ましい。

(4) 補助効果の目標設定および事後確認について

「補助対象事業調査票」で目標設定および事後確認について調査した。その結果は次のとおりである。

補助効果の測定指標・目標設定	件数	割合
あり	81	20.0%
なし	322	79.5%
その他	2	0.5%

これから明らかなように目標設定が行われている補助事業が少なく、事後確認が行われているものも少ない。マネジメントサイクルの一つである PDCA サイクルで考えると、次のようになると考える。

- P (Plan) ……目標設定
- D (Do) ……補助事業の実施
- C (Check) ……事後確認
- A (Action) ……補助金の必要性判断

目標設定は補助金の必要性を判断するスタートラインであると考えられる。したがって目標設定が行われていないということは、必要性を判断することがそもそもできず、結果的に必要性の判断がなされているものは少ないといえる。また事後確認は、補助金の必要性判断に不

可欠な作業である。目標設定および事後確認が行われていないのであれば、補助金は、その必要性がまったく検討されずに継続的に支出し続けることになりかねない。

地方自治法第 232 条の 2 にある公益上の必要性を充足するためにも、補助効果の目標設定および事後確認が必要であると考ええる。

(5) 実績報告書の徴収について

「補助対象事業調査票」で実績報告書の徴収について調査した。その結果は次のとおりである。

実績報告書の徴収	件数
あり	400
なし	5

「仙台市補助金等交付規則」第 12 条では実績報告書の提出が求められているが、その徴収を行っていないと回答したのが 5 件あった。補助事業の内容を見ると、利子補給 2 件および保存緑地に関する補助金 2 件については実績報告書の徴収を行っていないという回答を行っているが、実際には実績報告書と同等の報告を徴収し、実績を確認している。そのため実質的には問題ないと考ええる。残った 1 件の小児慢性特定疾患通院介護料については、5.補助事業への意見 (41) 小児慢性特定疾患通院介護料にて言及している。

(6) 審査の状況について

「補助対象事業調査票」で審査の状況について調査した。その結果は次のとおりである。

審査の状況	件数
審査あり	403
審査なし	2

「仙台市補助金等交付規則」第 4 条では補助金の交付決定の際には審査が必要とされているが、その審査を行っていないと回答したのが 2 件あった。補助事業の内容を見ると、保存緑地に関する補助金 2 件であった。保存緑地に関する補助金で言えば、協定を締結する時点が「審査」であり、それ以降は航空写真等での現況確認となっている。原課によれば「仙台市補助金等交付規則」に基づいた「審査」は行っていないという趣旨での回答を行ったとのことである。このような審査であっても実質的には弊害はないと考ええる。

5. 補助事業への意見

(1) 仙台港整備運営協議会補助金

担当部課	企画局空港港湾対策室(16年度は経済局産業政策部国際経済課)					
事業開始年度	開始年度不明		事業終期年度		終期年度設定なし	
補助目的	仙台港の秩序ある整備と適正な利用運営を行うために、港湾関係者が協力しているこの協議会の事業に対して、会員とは別の立場ではあるが、所管行政区内ということで、事業そのものに対し補助を行っている。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台港整備運営協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	250	250		
	14年度実績	1	250	250		
	15年度実績	1	250	250		
	16年度予算	1	250	250		

(意見)

仙台港整備運営協議会は、会員からの会費収入、自主事業等からの収入をもとに仙台港の清掃活動等の事業を行っている。仙台市は会員としてではなく、補助金交付の形をとっている。

同協議会の平成15年度収支決算報告書を閲覧したが、前年度繰越金が2,152千円あり、さらに次年度への繰越金も2,689千円ある。したがって同協議会の収支は均衡しており、仙台市からの補助金がなくとも自主的な活動ができる財政的な基盤を築いているといえる。同協議会への補助金は不要と考える。

(2) 仙台国際交流協会補助金

担当部課	企画局総合政策部交流政策課					
事業開始年度	平成2年度		事業終期年度		終期年度設定なし	
補助目的	財団法人仙台国際交流協会に補助を行うことにより、仙台市の歴史、文化その他の地域的特性を活かした市民レベルでの国際交流活動を推進することを目的とする。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人仙台国際交流協会					
補助金財源と	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	158,956	158,956		

交付実績	14年度実績	1	137,468	137,468		
	15年度実績	1	139,627	139,627		
	16年度予算	1	150,137	150,137		

(意見)

(財)仙台国際交流協会の会計は、一般会計と特別会計(収益事業)に分けられ、収益事業は仙台国際センター利用者のレセプション等の手配による手数料収入が計上されている。平成15年度の収支計算書を閲覧したが、一般会計からは当期収支差額は生じていないが、特別会計からは244千円の当期収支差額が生じている。

そもそも補助金は、事業活動の不足額を補うものであると考える。そのため補助金交付額の算定においては、一般会計の収支差額だけではなく特別会計の収支差額も考慮する必要がある。同協会に当てはめれば、収支計算書総括表で当期収支差額が生じないように補助金額の確定を行う必要がある。

(3) 区連合町内会長協議会運営補助金

担当部課	市民局市民部広聴相談課					
事業開始年度	平成元年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	区内連合町内会と連絡協調し、住民相互の融和及び連帯意識の高揚を図り、もって市民生活の向上と福祉の増進を目的として活動する区連合町内会長協議会に対して、円滑な事業活動を行えるよう助成する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	区連合町内会長協議会(5団体)					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	5	5,000	5,000		
	14年度実績	5	5,000	5,000		
	15年度実績	5	5,000	5,000		
	16年度予算	5	4,750	4,750		

(意見)

当該補助金は、各区連合町内会長協議会が円滑な事業活動を行えるように仙台市が補助するものであり、交付額は300千円の均等割額と各区の連合町内会長協議会が管轄する世帯数割との合計金額である。

補助対象である各区同協議会の平成15年度決算における事業費のなかに、懇親会、懇談会、新年会、歓送迎会に関する費用がある。これらの懇親会等の費用はその開催に伴い

負担金を徴収しているものの、参加者からの負担金だけでは賅えない協議会もあり、当該補助金からの充当によって賅っているものと判断される。さらに、補助金対象範囲が明確にされていないため補助金の返納がなく、各協議会において翌期繰越金を有している。

宮城野区連合			591	950	381
若林区連合			591	760	365
太白区連合	-	767	767	1,020	235

補助金は公益上広く必要と求められる活動に対して交付されるべきものであって、補助対象となる活動団体の事業活動全般にわたって補助すべきものではない。すなわち、市民生活の向上と福祉の増進を目的として活動する各協議会の事業運営に必要な不可欠な会議、研修会等の活動は、公益上も必要な活動と考えられるが、過度な飲食については必要不可欠な活動とは判断されないため、補助の対象とすべきではない。また補助金の効果を明確にするためには、研修会等の開催の都度、報告書等の提出が必要である。したがって、仙台市は補助金交付要綱を作成して補助対象経費の範囲を明確にし、補助金が過度な飲食に利用されないようにするべきである。また補助対象活動に際しては、補助金の効果測定が行うことができるような報告書等の作成を求める必要がある。

(4) 市連合町内会長会運営補助金

担当部課	市民局市民部広聴相談課					
事業開始年度	昭和 51 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	各区の連合町内会長協議会相互の緊密な連携を図り地域社会の振興、発展、並びに市民の福祉の向上と市のまちづくりに寄与することを目的として活動する仙台市連合町内会長会に対して円滑な事業活動を行えるよう助成する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台市連合町内会長会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	5,422	5,422		
	14 年度実績	1	3,000	3,000		
	15 年度実績	1	2,000	2,000		
	16 年度予算	1	3,000	3,000		

(意見)

平成 15 年度一般会計収支決算報告によると、支出の部の会議費、事業費の中には、会議後や移動研修後の懇親会費用が含まれている。これらの懇親会等の費用はその開催に伴いは出席者の参加者負担金を徴収しているものの、参加者負担金だけでは賅えない支

出超過となっており、結果として仙台市の交付した補助金からも充当されているものと判断される。さらに、補助対象経費が明確にされていないため補助金の返納がなく、仙台市連合町内会長会は平成 15 年度決算において 456 千円の翌期繰越金を有している。

支出超過の例をあげるとすれば、例えば平成 15 年 6 月 9 日開催の正副会長会会議終了後の新旧役員懇親会は 13 名が参加し、懇親会費用 74 千円に対して自己負担金は参加者一人当たり 3,000 円の 39 千円であり、35 千円の支出超過であった。また、平成 15 年 10 月 22 日開催の役員移動研修会は仙台市勤労者保養所「茂庭荘」で行われ、宿泊参加者 19 名、日帰り 6 名の計 25 名が参加し、宿泊料および懇親会費用 233 千円に対して自己負担金は宿泊参加者一人当たり 5,000 円、日帰り参加者一人当たり 3,000 円の合計 113 千円であり、120 千円の支出超過であった。

補助金は公益上広く必要と認められる活動に対して交付されるべきものであって、補助対象となる活動団体の事業活動全般にわたって補助すべきものではない。すなわち、各区の連合町内会長協議会相互の緊密な連携を図り地域社会の振興、発展、並びに市民の福祉の向上と市のまちづくりに寄与することを目的として活動する仙台市連合町内会長会の事業運営に必要不可欠な会議、研修会等の活動は、公益上も必要な活動と考えられる。しかしながら、過度な懇親会については事業運営に必要不可欠な活動とは判断されないため、補助の対象とすべきではない。また補助金の効果を明確にするためには、研修会の開催の都度、報告書等の提出が必要である。

したがって、仙台市は補助金交付要綱を作成して補助対象経費の範囲を明確にし、補助金が過度な飲食に利用されることがないようにするべきである。また補助対象活動に際しては、補助金の効果測定が行うことができるような報告書等の作成を求める必要がある。

(5) 新しい杜の都づくり協議会等運営補助金

担当部課	市民局市民部地域振興課					
事業開始年度	平成 5 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	区民の参加と協働によるまちづくりを推進している各区の団体に対し、運営費あるいは事業費の補助を行っている。					
補助要綱等						
主な補助対象者	各区まちづくり推進協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	6	9,934	9,934		
	14 年度実績	6	10,177	10,177		
	15 年度実績	6	6,876	6,876		

	16 年度予算	5	7,079	7,079		
--	---------	---	-------	-------	--	--

(意見)

当該補助金は、区民の参加と協働によるまちづくりを推進している仙台市各区のまちづくり推進協議会に対して、運営事務費と表彰事務費を助成するものである。平成 15 年度決算においては、使途が区民まつり等に限定されていない翌期繰越金がある協議会は 2 つあり、そのうち約 6 百万円にもものぼる翌期繰越金を有する協議会が 1 つあった。この翌期繰越金は、運営費や事業費全体での利用目的となっていた。

このように多額の翌期繰越金がある協議会に対しても、平成 15 年度は補助金交付が行われており、金額から考えると補助金がなくとも、平成 15 年度は運営費や事業費を賄うことができたと思われる。

したがって、仙台市は翌期繰越金の多寡を考慮して、当該補助金を休止または減額すべきである。

(6) PTA交通安全活動補助金

担当部課	市民局市民生活部市民生活課					
事業開始年度	昭和 56 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	児童の交通安全のため誘導活動を行っている団体に対し、必要な援護を行い、交通災害の防止に資するため。					
補助要綱等	仙台市交通安全指導団体に対する援護要綱					
主な補助対象者	実際に活動を実施している PTA					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	115	3,993	3,993		
	14 年度実績	117	4,000	4,000		
	15 年度実績	118	4,000	4,000		
	16 年度予算	118	4,000	4,000		

(意見)

当該補助金の交付対象となっている児童の交通安全のため誘導活動を行っている PTA 団体の平成 15 年度の活動実績は、少ない団体で年間 1 日、多い団体では登校日毎日と、活動日数にかなりの開きがある。一方、各 PTA 団体への交付額は「児童数×20 円＋25,000 円」と、基本的に児童数に比例して算定、交付されている。

交通安全のため誘導活動に必要な経費支出は、誘導員の腕章や交通安全旗の購入費等活動に伴う消耗品の購入費用が大部分であるが、消耗品が磨耗する度合いは、活動日

数に比例する部分が大きいと考えられるため、補助金の交付額は児童数の比例部分の他に、活動日数に比例する部分も加味して算定されるべきである。

したがって、仙台市は、補助金交付要綱である「仙台市交通安全指導団体に対する援護要綱」における交付額の算定条項を、活動日数に比例する部分も加味したものにするように改めるべきである。

(7) 財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団運営費補助金

担当部課	市民局文化スポーツ部文化振興課					
事業開始年度	平成4年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	宮城県内唯一のプロオーケストラとして、仙台市の文化芸術環境における文化装置として大きな役割を担う財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団について、その有益性に鑑み、運営を支援する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	県	国
	13年度実績	1	504,635	310,000	100,000	94,635
	14年度実績	1	508,055	308,056	100,000	100,000
	15年度実績	1	460,130	309,130	60,000	91,000
	16年度予算	1	462,461	312,461	60,000	90,000

(意見)

当該補助金は、(財)仙台フィルハーモニー管弦楽団の事業運営費の補助を目的とするものである。補助金の交付要綱は制定されておらず、平成11年度の予算編成時に仙台市市民局において決定された算定方法によって交付額が決定されており、以後同じ算定方法によって毎年補助金の交付が行われている。その算定方法は次の算式による。

$$\text{交付額} = \{ \text{楽団員給料手当予算額} + \text{楽団員福利厚生費予算額} + (\text{依頼公演分を除く}) \text{出演料予算額} \} \times 1/2 + \text{仙台市職員のOB役員およびOB職員の人件費予算額} + \text{仙台市から出向する職員の人件費実績}$$

同財団の平成15年度決算に基づく財政状態は、現在も適用されている補助金交付額の算定式を定めた平成11年度当時のそれよりも格段に改善してきている。したがって、仙台市は、同財団の自立のための合理的な補助金交付要綱の制定と補助金交付額の算定式の見直しを検討すべきである。

(8) 演劇系練習施設運営補助金

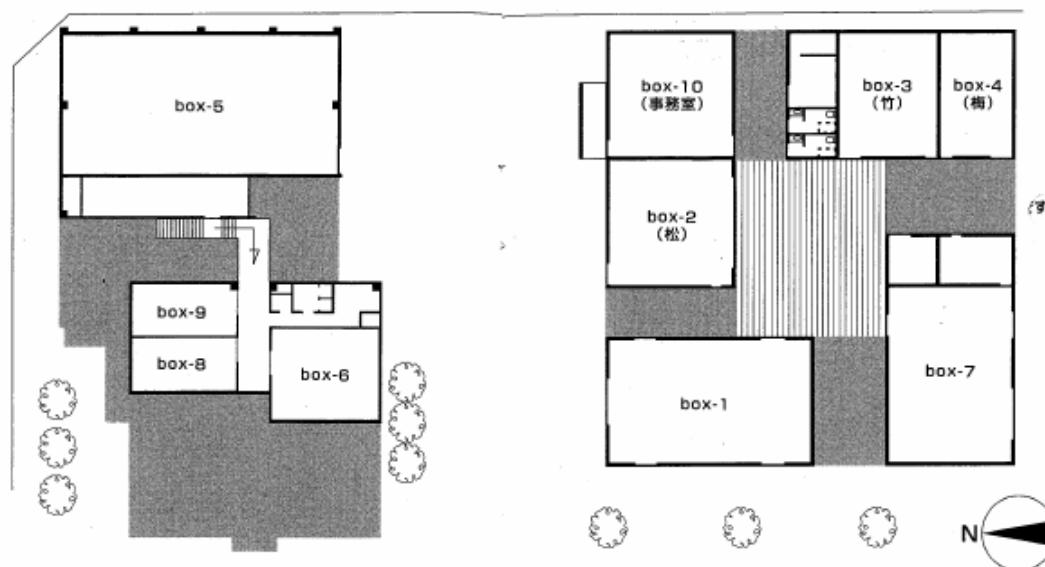
担当部課	市民局文化スポーツ部文化振興課					
事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	財団法人仙台市市民文化事業団が設置する演劇系練習施設「せんだい演劇工房 10-BOX」の運営を補助することにより、仙台市内の劇団・演劇人に舞台芸術の創造環境を提供し、その活動を支援する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人仙台市市民文化事業団					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	—	—	—		
	14 年度実績	1	51,368	51,368		
	15 年度実績	1	50,045	50,045		
	16 年度予算	1	49,601	49,601		

(意見)

当該補助金は、(財)仙台市市民文化事業団が自主事業の一環として設置する「せんだい演劇工房 10-BOX」の運営補助を目的とするものである。同演劇工房は、市の舞台芸術振興事業の拠点施設として、利用者への技術指導・助言等を行うとともに「BOX-1」から「BOX-6」までの 6 つの有料練習室と無料の工作作業室「BOX-7」および 2 つの無料ミーティングルーム「BOX-8」「BOX-9」、そして事務室「BOX-10」を備える演劇系練習施設である。舞台芸術の創り手である仙台市民に公演準備・リハーサルを円滑にできる環境を提供するために、平成 14 年 6 月にオープンした。平成 14 年度以降、同施設の運営収支の赤字を全額補助する形で行われている。平成 15 年度決算の内容は、4,227 千円の練習施設収入に対して運営費が 54,272 千円であり、差引 50,045 千円の赤字である。この赤字相当額が平成 15 年度の補助金交付額の実績額である。

補助が開始された平成 14 年度以降、毎年約 5 千万円もの補助金を交付し、割安な練習施設利用料で 24 時間利用可能な演劇練習施設を提供している。にもかかわらず、各練習施設の平成 15 年度における年間利用日数を利用可能日数で除した稼働率は、下表のとおり、低い練習場で 15%、高い練習場でも 75%程度であり、年間平均稼働率は約 52%である。また、年間の延べ利用者数も 1 万 9 千人弱にとどまっており、利用効率は決して良好ではないと考えられる。

(図表)「せんだい演劇工房 10-BOX」見取り図



(図表)「せんだい演劇工房 10-BOX」の平成 15 年度の利用状況

	利用可能日数	年間利用日数	稼働率	年間延利用者数
box-1	357 日	241 日	68 %	6,192 人
box-2	353	158	45	1,961
box-3	358	198	55	1,922
box-4	358	244	68	1,666
box-5	358	127	35	3,116
box-6	358	53	15	557
box-7	358	270	75	1,372
box-8	358	269	75	1,063
box-9	358	122	34	538
デッキ	358	-	-	345
			平均 52 %	合計 18,802 人

このような状況にありながら、平成 15 年度決算は 4,227 千円の練習施設収入に対して運営費 54,272 千円を支出しており、費用に対して総利用人数は少ないと考えられる。したがって、仙台市は、同演劇工房の運営補助に関し、以下の 2 点について検討すべきである。

第一に収入面およびコスト面の見直しである。まず収入面については、今後も稼働率が思わしくない状況が続くようであれば、演劇練習の利用に支障を来たさない範囲での地域住民への開放など施設の有効利用を促進する方策の検討、利用料金の値上げ、全練習室の有料化、本番公演における利用料金の導入等が必要と考えられる。次にコスト面については、外部委託を含めた管理業務の見直しによるコスト削減の措置を講じることを同財団に対して指導する必要がある。

第二に、補助金交付要綱を制定することである。現在のように、仙台市が同演劇工房の運営からの赤字を全額補填するならば、同演劇工房の運営責任が曖昧になってしまう恐れが

ある。そのため運営責任を明確にするためにも、補助金交付要綱を制定し運営費の補助対象を明確にする必要があると考える。

(9) 男女共同参画財団運営補助金・男女共同参画財団自主事業運営補助金

担当部課	市民局市民生活部男女共同参画課					
事業開始年度	平成 13 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	女性の自立及び社会参加を促進する事業並びに男女平等を阻害する様々な問題の解決を目指した市民の主体的な活動の援助育成を行うとともに、男女平等の社会的風土づくりを進め、もって「男女平等のまち・仙台」の早期実現に寄与することを目的とする、仙台市の全額出捐による、財団法人せんだい男女共同参画財団の運営経費等の補助金を交付するもの。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人せんだい男女共同参画財団					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	61,357	61,357		
	14 年度実績	1	69,012	69,012		
	15 年度実績	1	69,819	69,819		
	16 年度予算	1	83,088	83,088		

(意見)

補助対象である(財)せんだい男女共同参画財団は、6つの男女共同参画自主事業を実施することで、女性の自立及び社会参加を促進し、また、男女平等を阻害する様々な問題を解決し、もって、男女平等の社会的風土づくりを進めることを事業目的としている。

同財団は平成 13 年に設立され、「男女平等のまち・仙台」の早期実現を目指して活動しているところであるが、イベントによっては参加者が少ない結果となることもある。この点、補助金の効果を高めるために参加者数が少ない等、効果が少ないと判断される事業についてはイベントの規模縮小、または、改廃を検討するように、同財団に対して提言すべきである。なお、平成 15 年度に実施したものの中で効果が少ないと思われた事業ないしイベントの例は次の 2 つである。

- ① 広報・啓発事業の出版事業「21 世紀型男女共同参画企業化ファイル」は、印刷部数 1,000 部に対し、販売部数が 124 部にとどまった。
- ② 広報・啓発事業のセミナー「啓発展示関連講座」は、参加者が 5 名しかいなかった。

(10) 国見スポーツ広場管理運営補助金

担当部課	予算主管課:市民局市民部地域振興課 予算執行課:青葉区総務部まちづくり推進課			
事業開始年度	昭和 57 年度	事業終期年度	終期年度設定なし	
補助目的	地域コミュニティ施設としての円滑な運営を図るため。			
補助要綱等				
主な補助対象者	国見地域市民委員会			
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)		補助金財源(単位:千円)	
	年度	件数	金額	一般財源
	13 年度実績	1	1,356	1,356
	14 年度実績	1	1,356	1,356
	15 年度実績	1	1,356	1,356
	16 年度予算	1	1,356	1,356

(意見)

国見スポーツ広場は、昭和 57 年に移転した旧仙台女子商業高等学校の跡地に残る体育館と運動グラウンドを、国見地区の住民に優先的に利用させるスポーツ施設である。跡地に残る校舎、体育館、グラウンド等の施設は仙台市教育委員会の所管の財産であるが、移転後、仙台市青葉区まちづくり推進課が仙台市教育委員会から目的外使用許可を得て、その再利用方針が決定されるまでの間の暫定的な市民への開放施設としているものである。

国見スポーツ広場の施設管理の運営については、仙台市青葉区まちづくり推進課市民局が国見地域市民委員会に対して運営経費を補助しているが、仙台市は国見スポーツ広場の運営管理に関し、以下の 3 点について検討すべきである。

第一に、国見スポーツ広場の市民への開放は、昭和 57 年の開放当時は暫定的な施策であったはずであるが、開放後 22 年以上も教育財産の目的外使用としての位置付けのまま放置されている。教育委員会において庁内手続を踏まえた上で、なお当該跡地の再利用の目的が立たないのであれば、仙台市は財産管理の徹底を図るため、当該跡地の財産を教育委員会所管から市民局所管に換えて、現状の利用目的に適合した仙台市のスポーツ施設として管理することを検討すべきである。

第二に、国見スポーツ広場は無料で利用できる制度になっているが、当該跡地の財産の所管換えを行ったうえで、現状の利用目的に適合した仙台市のスポーツ施設とした上で、利用料金を他の仙台市施設に準じて徴収することを検討すべきであると考え。そうすれば、施設管理の費用負担の削減につながると考える。

第三に、当該跡地に残る旧校舎はスポーツ施設として開放されていない廃屋であり、治安上好ましくないと考えられるため、所管局において旧校舎の取り壊しを検討すべきである。

(11) 仙台市スポーツ振興事業団事業補助金

担当部課	市民局文化スポーツ部スポーツ企画課					
事業開始年度	平成 3 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	各種スポーツの普及・振興、スポーツに関する情報の収集・提供事業および本市のスポーツ施設の管理運営を受託している財団法人仙台市スポーツ振興事業団に対する事業補助である。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人仙台市スポーツ振興事業団					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	60,097	60,097		
	14 年度実績	1	56,035	56,035		
	15 年度実績	1	54,080	54,080		
	16 年度予算	1	36,835	36,835		

(意見)

当該補助金の対象である財団法人仙台市スポーツ振興事業団の平成 15 年度決算の振興事業費「大会等運営事業費」の中には、「仙台市中学校体育連盟」(以下「中体連」と称す)への「競技力向上助成」6,750 千円が含まれている。これは仙台市内にある中学校の体育クラブに所属する中学生が、仙台市外や宮城県外での大会に参加するために遠征する場合の遠征費用補助として支出されるものである。

このように同財団は中体連に対して補助金を支出しているが、中体連と同財団とは組織的関連のまったくないそれぞれ独立した活動体である。したがって、同財団から中体連への助成金交付の根拠はないため、仙台市は同財団に対して中体連への助成金交付の廃止を要請するとともに、当該助成金に対応する金額を同財団にではなく中体連へ仙台市自ら補助金として交付するよう措置すべきである。

(12) 技能職職場体験講習補助

担当部課	市民局市民生活部市民生活課					
事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	平成 16 年度			
補助目的	若年求職者に対し、仙台市技能職団体連絡協議会加盟の事業所等での職場体験を通じ、正しい職業意識の形成を図るとともに、技能職の担い手確保を目的としたものの有効性を認め補助するもの。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台市技能職団体連絡協議会					
補助金財	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		

源と	13 年度実績	—	—	—		
交付	14 年度実績	29	2,385	2,385		
実績	15 年度実績	21	1,876	1,876		
	16 年度予算	31	2,880	2,880		

(意見)

「仙台市技能職団体連絡協議会」は、石工職の他 26 職種 27 団体の技能職者で構成される任意の技能職団体であり、相互の円滑な連絡調整を図り、技能職者の社会的地位や技術の向上を図るための諸活動を推進している。同協議会はその活動の一つとして、協議会加盟の技能職の担い手を確保することを目的として、15 歳以上 30 歳未満の求職者を対象に技能職体験講習を実施している。そして、同協議会は当該体験講習に参加した求職者に対し奨励金を支給するとともに、体験講習の協力事業所に対し謝礼金を支給している。仙台市はこの事業が、若年求職者の正しい職業意識の形成に役立つとともに、技能職の担い手確保を目的としており、公益上の必要性が認められる活動であると判断して、これらの奨励金支給額、謝礼金支給額および傷害保険料の総額につき、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 事業年度を補助期間として、当該補助金を協議会に交付している。

これにつき補助金の交付を開始した平成 14 年度以降、職場体験講習受講者の技能職就業状況の報告を協議会側から受けていない。しかし受講者の就業状況データは、補助金の支出効果を測定するうえで解りやすく、收拾も容易なものである。そのため今後同様の補助事業を行う際には、就業状況についてのデータ收拾を行う必要がある。

(13) 仙台市技能職団体連絡協議会事業補助

担当部課	市民局市民生活部市民生活課					
事業開始年度	昭和 62 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	技能職団体相互の円滑な連絡調整を図り、技能職者の社会的地位や技術の向上を図るための諸活動を推進している仙台市技能職団体連絡協議会に対し、その有効性を認め補助するもの。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台市技能職団体連絡協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	1,100	1,100		
	14 年度実績	1	1,100	1,100		
	15 年度実績	1	1,100	1,100		
	16 年度予算	1	1,100	1,100		

(意見)

当該補助金の補助対象である「仙台市技能職団体連絡協議会」は、石工職の他 26 職種 27 団体の技能職団体で構成される任意の技能職団体であり、相互の円滑な連絡調整を図り、技能職者の社会的地位や技術の向上を図るための諸活動を推進している。

当該補助金は同協議会の事業運営費・団体運営費を補助するものであるが、補助金交付要綱等が作成されていないため、いかなる経費が補助対象とされているか、またなぜ同協議会が、他の民間営利団体と比較して、補助対象団体となっているのか明確になっていない。そのため補助金交付要綱を作成し、補助金が交付されている根拠等を明確にする必要がある。

(14) 宮城県労働保険事務組合連合会事業補助

担当部課	市民局市民生活部市民生活課					
事業開始年度	昭和 52 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	労働保険事務組合の健全な発展を図り、雇用の安定及び労働者の安全に寄与するための事業を行っており、その有効性を認め補助するもの。					
補助要綱等						
主な補助対象者	宮城県労働保険事務組合連合会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	100	100		
	14 年度実績	1	49	49		
	15 年度実績	1	49	49		
16 年度予算	1	49	49			

(意見)

当該補助金は、宮城県労働保険事務組合連合会の事務運営費補助を目的とするものである。

平成 14 年度以降毎年度 49 千円交付しているが、同連合会の平成 15 年度の事業費決算額 8,224 千円から見て、交付額が極めて少額であり、補助金交付要綱もないためその算定根拠が不明確である。したがって、交付額 49 千円の算定根拠を明確にして、その妥当性について再検討すべきである。

(15) 仙台サンプラザ運営補助金

担当部課	市民局市民生活部市民生活課					
事業開始年度	平成元年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	公の施設に準じた市民利用施設として大ホールの運営を行っている財団法人仙台勤労者職業福祉センターについて、その有益性を鑑み、運営を支援するもの。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人仙台勤労者職業福祉センター					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	128,877	128,877		
	14年度実績	1	90,405	90,405		
	15年度実績	1	66,443	66,443		
	16年度予算	1	73,838	73,838		

(意見)

仙台サンプラザは、平成元年に設置され、その委託先である財団法人仙台勤労者職業福祉センターは、仙台市3千万円、宮城県1千万円の出捐金をもって、平成元年に仙台サンプラザの設置とともに設立された。

同財団は、仙台サンプラザにおいて、ホテル、レストラン、結婚式場、宴会場、会議室、フィットネスクラブを運営する会館事業と大ホール、展示会場の運営によるホール事業の二つの収益事業を行っている。仙台市は、仙台サンプラザの管理運営補助のため、同財団に対し、当該補助金を交付している。その補助金の交付額は、次の3つの合計額である。

- ① ホール事業の赤字相当額
- ② 仙台サンプラザへ派遣した仙台市職員人件費
- ③ 会館事業とホール事業の共通管理費のうち、ホール事業によって発生したものとして算定された管理費

これについて仙台市は、当該補助金の交付額の算定を上述のように、ホール事業の収支の観点のみから行っているが、会館事業の収支も含めた仙台サンプラザの収益事業全体の観点から行うべきであり、収益事業全体の経常損失金額を上回る補助金は交付すべきではない。すなわち、収支の安定化は、最低限、経常損失の解消により図られるという経営上の基本的な考え方によった場合、経常損失金額を補助金の交付額とすべきであるが、ホール事業の赤字相当額として平成15年度に交付した66,443千円は、会館事業の収支も含めた平成15年度決算経常損失金額33,636千円を結果的に32,807千円上回っており、この上回った金額32,807千円は、仙台サンプラザの収支安定化にとって、余剰分であったと判

断される。補助目的から見て余分な補助金は交付すべきではないため、仙台市は、経常損失金額を上回る補助金の交付をやめるべきである。

(16) 仙台市民生委員児童委員協議会補助金

担当部課	健康福祉局健康福祉部社会課					
事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	民生委員活動の円滑な推進を図るため補助金を交付する。					
補助要綱等	民生委員法、民生委員関係事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	仙台市民生委員児童委員協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	83,461	83,461		
	14年度実績	1	85,925	85,925		
	15年度実績	1	85,933	85,933		
	16年度予算	1	86,932	86,932		

(意見)

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努め、住民の福祉の増進を図るための活動を行うことを目的としている。

平成15年度においては、補助金額のうち1,751千円が慶弔費として使用されている。これは会員の慶弔および活動に伴う各種団体との交際費であり、具体的には見舞、香典、祝儀である。確かに民生委員の任期中には各種のつきあいが多くなることは想定される。しかし、このような性質の経費については必ず支出しなければならないものではなく、また、市の民生委員の立場としての支出なのか、個人としての支出なのかの線引きは困難である。そのため、市の民生委員の立場としての慶弔費の支出については、それが明確となるような形で支出されるように、民生委員児童委員協議会に働きかけていくことが望まれる。

(17) 仙台市民間社会福祉施設設備等整備費補助事業

担当部課	健康福祉局総務課		
事業開始年度	平成2年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	市内の社会福祉施設の設備等整備に要する経費を助成することにより、設備の整備を促進する。		

補助要綱等	仙台市民間社会福祉施設設備等整備費補助金交付要綱					
主な補助対象者	市内の社会福祉施設を設置運営するもの					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	10	14,330	14,330		
	14年度実績	5	8,470	8,470		
	15年度実績	5	5,398	5,398		
	16年度予算	2	5,000	5,000		

(意見)

補助金交付対象先の優先順位を決定するための判断基準について改善が必要と考える。

仙台市内における民間社会福祉施設の設備等整備を促進するため、社会福祉施設を設置運営するものに対して予算の範囲内で、その経費の5分の3が補助金として交付される制度である。

この制度には、平成15年度には19件の補助金申請が行われ、そのうち5件に対して補助金が交付されている。予算の関係上、交付できる補助金が限定されているため、申請があった先に対して、「民間福祉施設設備等整備費補助における判断基準」を作成し、申請内容に対して数値化を行い、優先順位を決定している。

(図表)「民間福祉施設設備等整備費補助における判断基準」

項目	区分		評価
緊急性	今年度中に整備する必要がある		5
	できれば今年度中に整備したい		3
	来年度でもやむを得ない		1
必要性	法律上または利用者処遇等において改善が必要である		5
	利用者処遇等にかかる環境整備(付加価値をあげるもの)		3
	現状でもやむを得ないまたは他の代替策がある		1
法人の負担力	建築物、建築設備等の整備の場合	修繕積立金(引当金)が500万円未満	5
		修繕積立金(引当金)が500万円以上1,000万円未満	4
		修繕積立金(引当金)が1,000万円以上2,500万円未満	3
		修繕積立金(引当金)が2,500万円以上5,000万円未満	2
		修繕積立金(引当金)が5,000万円以上	1
	備品購入の場合	備品等購入積立金(引当金)が500万円未満	5
		備品等購入積立金(引当金)が500万円以上1,000万円未満	4
		備品等購入積立金(引当金)が1,000万円以上2,500万円未満	3
		備品等購入積立金(引当金)が2,500万円以上5,000万円未満	2
		備品等購入積立金(引当金)が5,000万円以上	1

しかし、平成15年度交付先5先の補助金申請書類を閲覧すると、下記の3先について、十分に独自での修繕が可能であると思われる先に対しても補助金が交付されていた。

(図表) 同補助金交付先の状況(平成 15 年 3 月末現在)

(単位:千円)

	A施設	B施設	C施設
対象工事経費	2,467	661	1,568
補助金	1,480	396	940
修繕積立金	10,000	6,400	7,328
備品等購入積立金	-	7,463	5,895
次期繰越収支差額	60,732	19,607	-

修繕積立金は、修繕するために積立を行っている金額であり、次期繰越収支差額は、株式会社における未処分利益に該当するものである。上記 3 先は、修繕積立金も十分積立てられ、そのうち 2 先については、十分な次期繰越収支差額もある。このことから、十分に独自で修繕が可能と考える。

このような先に対して補助金が交付されるのは、「民間福祉施設設備等整備費補助における判断基準」が、適切ではないためと考えられる。具体的には、その負担力の基準が、修繕積立金や備品等購入積立金の金額のみの評価で、次期繰越収支差額が考慮されていないことや修繕積立金および備品等購入積立金の評価基準における評価点の設定が適切ではないからと考える。

他の評価項目である緊急性や必要性についても、現場調査を行った者の主観が入り易く、判断基準としては具体性を欠いた曖昧さがある。以上のことから、同判断基準の内容の改善が必要であると考ええる。

(18) 社会を明るくする運動に対する補助金

担当部課	5 区家庭健康課(健康福祉局子ども家庭部子ども企画課から各区に予算配当)					
事業開始年度	不明		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	事業運営費補助。					
補助要綱等						
主な補助対象者	各区社会を明るくする運動実施委員会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	5	1,440	1,440		
	14 年度実績	5	1,235	1,235		
	15 年度実績	5	1,220	1,220		
	16 年度予算	5	1,260	1,260		

(意見)

「社会を明るくする運動」とは「地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助」を目的にして、社会一般に広報活動を行うとともに、広く家庭、学校、職場、地域団体等の参加協力を得て行われる諸活動である。

各行政区への補助金額の決定は次の方法による。

各区補助金額＝15,000円×実施地区数＋事業費および区事務費 118,000円

(図表)各区の「社会を明るくする運動」事業における収入支出の状況

(単位:千円)

		青葉区	泉区	宮城野区	若林区	太白区	合計
収入	補助金	343	133	238	238	268	1,220
	その他の収入	420	60	924	600	2,385	4,389
	前期繰越	436	80	516	755	615	2,403
	計	1,200	273	1,679	1,593	3,269	8,013
支出	予備費	128	0	3	0	7	137
	その他の支出	673	211	1,146	841	2,704	5,575
	計	800	211	1,149	841	2,711	5,712
次期繰越		399	62	530	752	558	2,301
実施地区数		15	1	8	8	10	/
中学校区数		16	17	10	6	14	
平成15年度人口(人)		267,909	207,142	175,086	127,825	221,028	
補助金/人 (除く事業費等)		0.84	0.07	0.69	0.94	0.68	

実施地区とは各区をさらに細分化した小地区である。

図表から明らかなように、「社会を明るくする運動」の繰越金額は平成15年度末時点で合計2,301千円であり、平成15年度補助金額1,220千円の約2倍である。各団体の自発的活動を補助するという補助金の趣旨からすれば、繰越金額が過大ではないかと考えられる。

また、泉区の実施地区数は他区に比べて少なく、実施地区数に応じた補助金額の決定方法により泉区に対する補助金額が少なくなっている。従来 of 計算方法は公平性の観点からも問題があるといえる。

したがって、仙台市は各区の繰越の状況に応じた無駄のない、かつ、公平な計算方法に修正すべきであるとする。

(19) 宮城県連合遺族会仙台市支部に対する助成金

担当部課	健康福祉局健康福祉部社会課		
事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	宮城県連合遺族会仙台市支部は、県連合遺族会及び各地区遺族会との連絡調整や遺族会会員に対する援護施策の協力・促進等を行っており、同支部の育成発展を図るため補助金を交付する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	宮城県連合遺族会仙台市支部					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	1,050	1,050		
	14年度実績	1	998	998		
	15年度実績	1	948	948		
	16年度予算	1	900	900		

(20) 泉地区遺族会に対する助成金

担当部課	健康福祉局健康福祉部社会課					
事業開始年度	不明		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	泉地区遺族会は、県連合遺族会と連携を図りつつ、遺族会会員に対する援護施策の協力・促進等を行っており、同団体の育成発展を図るため補助金を交付する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	泉地区遺族会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	580	580		
	14年度実績	1	551	551		
	15年度実績	1	523	523		
	16年度予算	1	496	496		

(21) 仙台市傷痍軍人会に対する助成金

担当部課	健康福祉局健康福祉部社会課					
事業開始年度	不明		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	仙台市傷痍軍人会は、各種援護施策等を会員に周知広報し諸手続きの指導にあたるなど、会員への協力と会員相互の福祉の向上に多大な役割を果たしており、同団体の育成発展を図るため補助金を交付する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台市傷痍軍人会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	400	400		
	14年度実績	1	380	380		
	15年度実績	1	361	361		
	16年度予算	1	342	342		

(意見)

宮城県連合遺族会仙台市支部、泉地区遺族会、仙台市傷痍軍人会の3団体に対しては、長期継続的に補助金が交付されているが、補助金額の算定は自主財源と事業費の差がベースになっており、算定根拠が明確ではない。

また、同3団体の実績報告によると、平成15年度の繰越金額は下記のとおりである。

(図表)3団体の繰越金額と補助金額の状況

(単位:千円)

団体名	平成15年度 繰越金額	補助金額	備考
宮城県連合遺族会仙台市支部	2,325	948	
泉地区遺族会	292	523	別途定期預金 1,406 千円
仙台市傷痍軍人会	514	361	

同3団体は平成15年度決算において相当の繰越金があり、当該補助金の縮減が可能であると考えられるため、仙台市は同3団体の財政状況を十分に査定した上で、補助金額を算定すべきである。

また同3団体に対する助成金については、その補助目的や補助対象経費等を定めた補助金交付要綱がない。そのため要綱を制定し、補助金額の算定根拠等を明確にする必要がある。

(22) 社会福祉法人Dに対する助成金

担当部課	健康福祉局総務課					
事業開始年度	昭和36年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	当法人が行う簡易住宅設置貸付事業に対する助成であり、低所得者などの社会福祉の向上に寄与している。					
補助要綱等						
主な補助対象者	社会福祉法人D					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	600	600		
	14年度実績	1	600	600		
	15年度実績	1	600	600		
	16年度予算	1	600	600		

(意見)

当該補助金は、昭和36年に仙台市と社会福祉法人Dとの間で取り交わされた「固定資産税の課税権に関する争訴についての和解の覚書(昭和36年4月24日)」(*1)で、D法人が仙台市の課税権に服するかわりに、仙台市はD法人の行う簡易住宅の貸し付け事業に

については400千円を下らない額で、かつ予算の許す範囲において、終期を定めることなく助成するものとしたことによる支出である。

平成15年度のD法人の事業活動計算書を閲覧したところ、平成14年度の次期繰越活動収支差額が518,934千円あり、さらに平成15年度の次期繰越活動収支差額が555,474千円ある。すなわちD法人の収支は十分な余剰が生じており、仙台市からの600千円程度の補助金がなくとも自主的な活動ができる財政的な基盤を築いているといえる。

したがって、「固定資産税の課税権に関する争訴についての和解の覚書(昭和36年4月24日)」には終期の定めはないが、D法人と協議の上、補助金の廃止を検討すべきである。

(※1)「固定資産税の課税権に関する争訴」とは、昭和29、30、31年に仙台市および宮城県が決定したD法人に対する昭和26年度から昭和30年度までの固定資産税の賦課について、D同法人が異議を申し立て、その結果一審(仙台地裁)で知事がなした訴願棄却の裁決並びに市長がなした賦課処分が取り消されたことに対し知事が控訴していたものである。

(23) 各種障害者スポーツ大会派遣・開催地補助金

担当部課	健康福祉局健康福祉部障害企画課					
事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	①市内で開催される各種障害者スポーツ大会運営経費、及び②市外で開催される各種障害者スポーツ大会出場の仙台市代表選手の派遣旅費を対象に、本市障害者スポーツの振興に寄与すると認められる大会経費を助成する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台市障害者スポーツ協会、みやぎ精神障害者スポーツ推進協議会、財団法人(財)仙台市身体障害者福祉協会、仙台市聴覚障害者協会他					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	13	2,680	2,680		
	14年度実績	17	3,672	3,672		
	15年度実績	19	3,386	3,386		
	16年度予算	21	3,625	3,625		

(意見)

仙台市内で開催される各種障害者スポーツ大会運営経費に対する補助金については、補助金申請時の各スポーツ大会の収支予算書をもとに、開催団体では負担しきれない部分に対して補助金を交付している。大会終了後は、実績報告書の提出を受けるが、当初の補助交付額のまま補助金額を確定している。

その実績報告書は次のようになっている。

(図表)「第22回厚生労働大臣杯全国視覚障害者卓球大会」の収入支出の状況
(単位:千円)

		予算額	決算額	増減
収入	参加費	360	399	39
	開催団体負担金	300	63	▲236
	大会補助金 (うち仙台市)	1,000 (300)	950 (300)	5 (-)
	収入合計	1,660	1,412	▲247
支出	支出合計	1,660	1,412	▲247

(図表)「ハンデイスキー宮城仙台大会」の収入支出の状況
(単位:千円)

		予算額	決算額	増減
収入	参加費等	155	128	▲27
	開催団体負担金	180	18	▲161
	大会補助金(仙台市)	90	90	-
	収入合計	425	236	▲188
支出	支出合計	425	236	▲188

上記2先は、当初予算額より大会の経費支出が少なかったが、その処理として補助金額の返還をせずに開催団体の負担金を減らす処理を行っている。これは、開催団体が負担しきれない部分を補助するという趣旨とは整合しない。また、大会の収支予算書の支出を多めに見積もり補助金申請を行うと、開催団体の負担なしに行うことが可能であり、正確に収支予算書を作成した団体との公平性を欠く。上記2先については、大会経費が当初収支予算を下回った処理として、開催団体負担金を減らすのではなく、補助金の一部の返還(2先の合計326千円)を求めるべきであったと考える。

なお、補助金の一部返還については、主催の実行委員会が単年度で組織され、大会終了に伴い、その都度清算し解散していることから、本年度において組織された実行委員会に過去の返還額を負担させることは困難である。

したがって今後同様のことがないように、仙台市は補助金交付要綱を作成して補助対象経費を明確にし、補助金の返還を求めることができるようにする必要がある。

(24) 仙台市身体障害者福祉大会開催助成金

担当部課	健康福祉局健康福祉部障害企画課		
事業開始年度	平成元年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	身体障害者自らが諸問題への関心を深め、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって福祉の増進を図るため。		

補助要綱等						
主な補助対象者		財団法人仙台市身体障害者福祉協会				
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	200	200		
	14年度実績	1	200	200		
	15年度実績	1	200	200		
	16年度予算	1	200	200		

(意見)

平成 15 年度仙台市身体障害者福祉大会の開催に伴い、開催団体である財団法人仙台市身体障害者福祉協会では負担しきれない経費に対して補助するものである。

その補助金申請書および実績報告書を閲覧すると、次の問題点を指摘できる。

(図表)仙台市身体障害者福祉大会開催助成金の予算額と決算額の状況

(単位:千円)

		予算額	決算額	増減
収入	補助金(仙台市)	200	200	—
	開催団体負担額	300	261	▲38
	収入合計	500	461	▲38
支出	支出合計	500	461	▲38

第一に当該福祉大会において、当初予算額より大会の経費支出が少なかったが、その処理として開催団体の負担金を減らす処理を行っている。支出経費の決算額が当初予算額を下回った場合、開催団体が負担しきれない額を補助するという補助金の目的から、開催団体負担額を減らすのではなく、補助金を減額すべきであった。

第二に補助金額算定の根拠として、大会の収支予算書を基に算出しているが、特に補助金の対象となる経費は決められていない。収支決算書における支出額 461 千円のうち、記念品代 157 千円や表彰費 15 千円など、開催団体が負担すべきであると考えられる経費などが含まれている。したがって、補助対象とする経費や補助割合等を定めた補助金交付要綱を作成し補助金額の算定根拠を明確にするとともに、補助対象経費以外の支出について返還を求めることができるようにする必要がある。

(25) 知的障害者更生施設運営費補助金

担当部課	健康福祉局健康福祉部障害企画課		
事業開始年度	平成 5 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	知的障害者通所更生施設に在籍する重度重複障害者対応の加配人員に対する人件費補助		

補助要綱等	仙台市知的障害者通所更生施設運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	知的障害者通所更生施設の設置者					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	8	87,677	87,677		
	14年度実績	10	104,389	104,389		
	15年度実績	12	108,895	108,895		
	16年度予算	21	126,828	126,828		

(意見)

「仙台市知的障害者通所更生施設運営費補助金交付要綱」によれば、知的障害者通所更生施設重度加算補助金は重度者等の在籍数と指導員等の加配人数に基づいて決定されている。しかし、いつ時点の重度者等の在籍数と指導員等の加配人数が明確な規定がないため、年度途中の施設からの報告書作成時点で決定している状況である。補助金交付要綱において、いつの時点にするか明確に規定すべきであると考えます。

なお、当該補助金は平成16年度から「仙台市知的障害者通所援護施設運営費補助金交付要綱」に変更され、知的障害者授産施設も補助対象に加えられた。これによって、補助金額は、在籍する重度重複障害者数と指導員等を加配することによる必要経費からなっている。これについても、いつの時点の障害者数なのか、いつの時点と比較した加配指導員数か明確になっていない。

(26) 軽費老人ホーム事務費補助金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	昭和40年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	60歳以上の者で経済的理由、生活環境上の理由により自宅において生活することが困難なものを、軽費老人ホームへの入所の促進を図るため。					
補助要綱等	仙台市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱					
主な補助対象者	軽費老人ホームA型、ケアハウス					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	9	232,462	155,008	77,454	
	14年度実績	11	247,137	165,436	81,701	
	15年度実績	13	259,745	174,830	84,915	
	16年度予算	13	308,798	308,798	—	

(意見)

軽費老人ホーム事務費補助金の補助対象経費は、「仙台市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」第3条において、「社会福祉法人が設置した施設の職員の俸給、諸手当・・・並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費である。」と定められている。

E施設の支出額内訳を見ると、人件費引当金繰入 296 千円、修繕引当金繰入 1,000 千円、備品等購入引当金繰入 1,000 千円、本部会計繰入金支出 5,648 千円が支出されている。本部会計繰入金支出 5,648 千円は事務費対象経費からは除かれているものの、人件費引当金繰入、修繕引当金繰入、備品等購入引当金繰入合計 2,296 千円は事務費補助対象経費に含まれ、補助金が支払われている。

上記の引当金および本部会計繰入金は実際に現金で支出されたものではない。引当金については将来支出を予定されているものと定義はされているものの、いつ支出されるかも分からない経費であり、本部会計繰入金は区分経理上内部取引であり、当該区分においては一種の余剰金、利益部分と考えられるのであるから、補助の対象にすべきではない。したがって、引当金については、実際に現金が支出された時をもって補助対象とする、本部会計繰入金については、実務で行っているように補助対象事務費から除外するよう同要綱を改定することが望ましい。

(27) 好日庵設置助成金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	昭和 48 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	高齢者が趣味、娯楽、交流活動等のために利用する好日庵の指定及び運営費に助成をすることで、高齢者の心身の健康の増進と社会参加の促進を図る。					
補助要綱等	仙台市老人つどいの家設置助成要綱					
主な補助対象者	老人クラブ					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	116	44,023	44,023		
	14 年度実績	115	43,121	43,121		
	15 年度実績	118	42,939	42,939		
	16 年度予算	119	44,352	44,352		

(意見)

「仙台市老人つどいの家設置助成要綱」第4条における好日庵の指定基準に該当しなくなった先に対して補助金を交付すべきではない。また、好日庵に対する補助金については、必要性を含め見直しすべき時期がきていると考える。

好日庵は、仙台市の高齢者が、その居住地において、教養の向上、趣味、娯楽および各種地域交流活動等のために利用する場所であり、老人クラブが一定の要件を満たしている場合に設置することができる。好日庵は、その運営のため1ヶ所あたり水道光熱費として年間96千円および家屋借上料として年間420千円(限度額)の補助を行っている。平成15年4月1日現在の好日庵設置数は114ヶ所である。

好日庵の指定基準として、同要綱第4条(2)では、「設置場所については、本市が設置する老人福祉センター、老人憩の家、コミュニティセンター及び市民センター等の地域住民利用施設からおおむね500m以上離れた位置にあり、かつ、当該設置場所に係る地域の老人分布状況及び地理的条件等を勘案し、当該地域において活動する2以上の老人クラブの効果的な利用が確保されると認められるものであること」とされている。

これは、500m以内に各種センターがある場合は、そちらを利用できることから、また、2以上の老人クラブで効率的に利用してもらうため、単独での老人クラブの好日庵の設置を認めないという趣旨であると思われる。新設の場合は、その指定基準を満たすかどうか厳しく審査される。しかし、1度指定を受けると既得権となり、近くに各センターができた場合でも、また、1つの老人クラブしか利用しない場合であっても、補助金を交付している。これは、新規に好日庵を設置する場合の要綱の趣旨との公平性を欠く。

この制度は、昭和48年から実施されて以来、かなり年月が経ち、仙台市として各種センターの整備も進み、現状において、同要綱第4条(2)の要件を満たさない好日庵も多いと思われる。高齢企画課においては、同要綱第4条(2)の指定基準を満たさない先について正確には把握していないが、平成15年度に各好日庵に対してアンケートを実施したところ指定基準を満たさない先が約3割あったとのことである。

同要綱第12条において、「市長は、次の各号の一つに該当したときは、好日庵の指定を解除することができる」のは「(1)第4条の指定基準に該当しなくなったとき」とされており、同要綱第4条の指定基準に該当しない先に対して好日庵の指定解除を行い、補助金を交付すべきでないと考ええる。

また、補助実施から長期間が経っていること、泉区における好日庵設置が1ヶ所もないことおよび老人クラブに加盟される高齢者が減ってきていること、これらの水道光熱費や家屋借

上料は、会員相互の会費で賄うべきものと考えられることから、好日庵に対する補助金については、必要性も含め見直すべき時期がきていると考える。

(28) 老人クラブ助成金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	昭和 37 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	老後の生活を豊かなものにし、もって高齢者の福祉の増進を図る。					
補助要綱等	仙台市老人クラブ等活動助成事業要綱					
主な補助対象者	老人クラブ、区老人クラブ連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13 年度実績	625	41,623	32,247	9,376	
	14 年度実績	617	40,894	31,518	9,376	
	15 年度実績	604	39,755	30,379	9,376	
	16 年度予算	603	40,078	30,702	9,376	

(意見)

老後の生活を健全で豊かなものにし、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、老人クラブ等の活動に対して助成金を交付している。

太白区および泉区の老人クラブの実績報告書を閲覧したところ、助成額を上回る繰越金を有している先が太白区で 146 老人クラブ中 71 クラブ、泉区で 64 老人クラブ中 42 クラブあり、補助額が過大であったと思われる。本来、実績報告をもとに過大であったと思われる金額に対して補助金の返還を求めるべきであるが、補助先が多数にのぼることおよびこの事業は継続事業であり、事務コストを考慮して、決算において繰越金額が一定金額を超えた場合、翌年度の補助金額を減額する規定を創設し、助成額を減額して交付する必要があると考える。

なお、事業実績報告書の決算書を閲覧すると繰越金収入が前年繰越金額と一致しないなどずさんな決算書が多数ある。老人クラブが管理する好日庵(前述)については、実績報告において、預金通帳のコピー添付が義務づけられているが、この老人クラブ助成金についても預金通帳のコピー添付を義務付け、決算書のチェックを行うなど実績報告の正確性を担保する必要があると考える。

(29) 仙台市老人クラブ連合会運営費等補助金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	平成9年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	老人クラブ活動の発展及び高齢者福祉の増進を図る。					
補助要綱等	仙台市老人クラブ連合会事業運営費等補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人 仙台市老人クラブ連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	3	15,827	13,793	2,034	
	14年度実績	3	16,610	14,576	2,884	
	15年度実績	3	16,512	13,628	2,884	
	16年度予算	3	16,918	14,034	2,884	

(意見)

仙台市老人クラブ連合会は、仙台市内における高齢者の自立型社会を目指すために、地域市民との交流・連帯の促進および老人クラブの普及発展を図ることにより、高齢者の健康保持および福祉の向上並びに生きがいの充実を図ることを目的とした団体であり、仙台市は同連合会の運営費補助として補助金を交付している。

当該補助金 16,512 千円のうち 14,812 千円は同連合会事務局に勤務する職員および臨時雇用職員の人件費(職員給与、賃金、職員諸手当、社会保険料、その他)に対する補助である。

事務局は、事務局長(市OB)、事務局次長(市OB)、職員1名(プロパー)、臨時職員1名の4名で構成され、平成15年度の事務局の人件費は14,886千円である。

確かに、同連合会は高齢者の生きがい健康づくり、ボランティア活動等地域活動の企画および実施、老人クラブおよび老人クラブ指導者の育成や研修、高齢者福祉ニーズの調査研究、仙台市への提言等行っており、当面、仙台市が人件費の補助をする必要性は理解できる。

しかし、同連合会は老人クラブという高齢者が自ら集う自主組織の集合体であり、その活動は同連合会が自主的に行い、本来は、受益者である老人クラブ会員からの会費である自主財源をもって運営されるべきものであると考える。その事務局員の人件費をほぼ全額補助対象とするのは、補助金としては過大であり、同連合会の独自財源による一部負担を導入すべきであるとする。また、市OB職員の削減や臨時職員への切り替えなど人件費補助の低減を図るため、雇用形態の見直しを提案することが望まれる。

(30) シルバースポーツ推進事業費補助金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	平成9年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	老人クラブ活動の発展及び高齢者の健康と生きがいの増進を図る。					
補助要綱等	老人健康増進事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人 仙台市老人クラブ連合会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	1	3,337	2,868	469	
	14年度実績	1	3,517	3,100	417	
	15年度実績	1	2,975	2,580	395	
	16年度予算	1	3,231	2,856	375	

(意見)

老人クラブ活動の発展および高齢者の健康と生きがいの増進を図るため、仙台市老人クラブ連合会が行う老人健康増進事業に対して補助金を交付している。その内容は下記のとおりである。

(図表) 仙台市老人クラブ連合会が行う老人健康増進事業に対する補助金の状況
(金額単位:千円)

	補助金額
シルバースポーツセミナー事業	855
シルバースポーツ推進員研修事業	180
ゲートボール大会事業	380
高齢者ウォーキング促進事業	1,560
合計	2,975

高齢者ウォーキング促進事業実績報告書の閲覧を行ったところ、各区老人クラブ連合会の実施した高齢者ウォーキング促進事業について、下記の問題点があった。

(図表) 各区老人クラブ連合会の実施した高齢者ウォーキング促進事業の総事業費等の状況
(金額単位:千円)

各区老人クラブ連合会	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
総事業費	231	109	105	132	86
助成額	156	107	104	132	86
内飲食代および記念品代	149	98	60	98	不明
参加人数(人)	350	202	46	72	206
1人当たり助成額(円)	@445	@529	@2,260	@1,833	@417

高齢者の病気や寝たきりを予防するため、また、日常の健康づくりのため、各種高齢者が参加するイベントを行うことは有意義なことであり、補助金を交付する公益性は認められる。しかし、各区老人クラブ連合会が実施したウォーキング大会の経費の大半は飲食代である。自助、共助、公助のバランスを考えると、飲食代は参加者負担とし、補助の対象とすべきではないと考える。

なお、泉区老人クラブ連合会からの高齢者ウォーキング促進事業補助金決算書(様式5)において、支出金額の内訳として第1回 42,227円(保険代2,760円含む)、第2回 44,761円(保険代2,760円含む)としか記載されておらず、どのような経費を支出したかは、支出額86,988円中保険代としての5,520円しか分からない。適切な報告書を作成するよう指導すべきである。

(31) 区老人クラブ連合会推進事業補助金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	平成9年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	老人クラブ活動の発展及び高齢者福祉の増進を図る。					
補助要綱等	仙台市老人クラブ連合会事業運営費等補助金					
主な補助対象者	社団法人仙台市老人クラブ連合会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	1,500	1,500		
	14年度実績	1	1,500	1,500		
	15年度実績	1	1,500	1,500		
	16年度予算	1	1,500	1,500		

(意見)

仙台市老人クラブ連合会の下部組織である各区の老人クラブ連合会に対し、活動事業費を補助するため、仙台市老人クラブ連合会を通して各区の老人クラブ連合会に300千円の補助金を交付している。

各区の老人クラブ連合会に対しては、前述「(28)老人クラブ助成金」No.216において、「仙台市老人クラブ等活動助成事業要綱」から活動助成のための補助金が別途交付されている。各区の老人クラブ連合会への補助金および各区の老人クラブ連合会の収支決算書における翌期繰越金の額は下記のとおりである。

(図表) 各区老人クラブ連合会への補助金等の状況

(単位:千円)

各区連合会	当該補助金	老人クラブ助成金	H14年度繰越金	H15年度繰越金
青葉区	300	1,388	299	216
若林区	300	849	371	296
宮城区	300	860	542	438
太白区	300	1,148	405	748
泉区	300	775	364	262

原課によれば、老人クラブ助成金 No.216 は各区の老人クラブ連合会の活動そのものに対する補助金であり、当該補助金 No.226 はその事務局の運営費に対する補助金を対象としているとのことである。

当該補助金 No.226 は、同連合会を経由しているが、各区の老人クラブ連合会に交付されていることから、透明性確保のため老人クラブ助成金 No.216 と当該補助金 No.226 のを一本化すべきである。

また、各区の老人クラブ連合会の収支決算書によると、300 千円前後の繰越金を保有していること、および各区の老人クラブ連合会は、受益者である老人クラブ会員からの会費である自主財源をもって運営されるべきもので考えられることから、当該 No.226 区老人クラブ連合会推進事業補助金額 1,500 千円は不要または縮減すべきであると考えます。

(32) シルバー100 円入浴デイ事業運営費補助金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	平成 15 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	外出の機会が減少し閉じこもりがちな高齢者の外出を支援し、健康増進や介護予防を図り、もって高齢者福祉の推進を目的とする。					
補助要綱等	仙台市高齢者銭湯利用支援事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	仙台浴場組合					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	—	—	—		
	14 年度実績	—	—	—		
	15 年度実績	11	1,497	1,497		
	16 年度予算	12	3,696	3,696		

(意見)

公衆浴場(銭湯)を高齢者の介護予防・健康作りの地域資源として捉え、高齢者の新しい外出機会の創出や健康増進を図るため、高齢者が月 2 回(5 日、25 日)仙台市内の銭湯に 100 円で入浴できる事業で、平成 15 年度から実施されたものである。

この事業で利用できる仙台市内の銭湯は全部で 11 ヶ所であるが、泉区には無いなど、サービスを受ける場所が少なく、利用できる高齢者が限定されてしまうおそれがあり、公平性には十分配慮する必要がある。もともとその銭湯を利用している高齢者だけがこの制度を利用することは、一部の高齢者の所得補填と同じことになるので留意が必要である。この事業は

新しい事業であるため広報等により広く周知徹底し、限られた人だけが利用する制度とならないようにする必要がある。

また、補助金の算定方法はとして、各銭湯に対して、通常の入浴料金(360円)と利用者負担額(100円)との差額1人当たり260円およびその実施に伴う事務等の費用として、1回実施当たり各銭湯にその実施に伴う事務等の費用として5,000円を補助している。当該補助金の1,497千円の内訳は、260円の差額分補填に対する補助の合計額が837千円とで、1回当たり各銭湯への5,000円の事務費等に対する補助の合計額が660千円である。

平成15年度「シルバー100円入浴デイ」実施状況一覧表によると、11銭湯での11回当たりの利用者の平均は約25名であり、最大で65名である。利用券を数え、実績報告を作成する事務負担は軽く、また各銭湯にとっても利益受益を受けることを考慮すると、各銭湯に差額補填の260円×利用人数を補助すれば十分であると考えられる。これに加えて、実施1回当たり5,000円を各銭湯に事務費等として補助するのは過大であり、補助金算定方法の改善が必要であると考えられる。

(33) 地域在宅療養推進連絡会育成補助金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	平成7年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	在宅療養者の生活の質の向上を図ることを目的とする、地域在宅療養推進連絡会を育成する。					
補助要綱等	仙台市地域在宅療養推進連絡会育成補助金交付要綱					
主な補助対象者	地域在宅療養推進連絡会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	15	5,814	5,814		
	14年度実績	15	5,391	5,391		
	15年度実績	14	5,177	5,177		
	16年度予算	14	5,600	5,600		

(意見)

(1) 補助金の必要性について

仙台市地域在宅療養推進連絡会育成補助金は、在宅療養者が安心して質の高い生活を送ることができるよう、在宅ケアにかかわる医師・看護婦・介護職等の関係者による支援体制を整備推進することを目的として設立される地域在宅療養推進連絡会の活動を育成するために交付される。

介護保険制度以前の地域従事者のネットワーク作りを目的に、平成7年度に泉地域在宅ケア連絡会が発足して以来、平成11年5月までに仙台市内に15ヶ所の連絡会が設置された。全市的には、健康福祉局主催の在宅療養支援推進委員会において、関係団体の意見調整や制度等の勉強会を実施してきたが、平成13年3月にネットワークの確立という当初の目的が達成されたため、当委員会は廃止された。廃止に際して、今後は当委員会に代わるものとして、介護保険制度における在宅ケアに関して、在宅ケア連絡会全体の情報交換の場を設定することとして地域在宅療養推進連絡会が設置された。

平成12年4月に介護保険制度がスタートして以来既に4年を経過しており、在宅ケアに関する情報交換についての所期の目的は達成したと思われる。当該補助金の必要性を見直す時期にきているものとする。

(2) 補助金交付要綱の明確化現状の問題点

①補助金額の上限

「仙台市地域在宅療養推進連絡会育成補助金交付要綱」第2条によれば、「……地域在宅療養推進連絡会とは、……地域における在宅療養者に対する医療等の促進のための具体的な方策を継続的に協議することを目的として設立された団体で……(1)地域における在宅ケアの推進についての会議を定例的に開催すること」とされている。また同要綱別表(下記参照図表)には補助金額の上限についての表が設けられており、「当該年度内の活動月数」に基づいて上限額の多寡が設定されている。

(図表)

(図表)仙台市地域在宅療養推進連絡会育成補助金交付要綱の別表

(単位:千円)

当該年度内の活動月数	補助金額の上限
3ヶ月未満	100
3ヶ月以上6ヶ月未満	200
6ヶ月以上9ヶ月未満	300
9ヶ月以上	400

上記別表において、「当該年度内の活動月数」とは具体的に何を指すかが曖昧である。つまり、活動は連続して行われるのではなく、1日単位で行われるためである。すなわち、当該活動は年9回(9日)以上行われれば400千円の補助金が収受されるのか否か、また月内で数回行われたときにはそれを1ヶ月と見るのか数ヶ月とみなせる見るのかどうか不明である。

さらに、当該連絡会の活動中には

ア. 収支報告、活動報告等のための総会、幹事会、役員会

イ. 研修会、講演会、事例検討会を開催するための事前打合せ

ウ. 在宅ケア連絡会打合せ

をそれぞれ「1回の活動」に含めているところもある。そのため、当該回数の方が補助金の増加に繋がっており、その分補助金の額が増加している。

しかし、補助対象となる「活動」とは当該補助金交付同要綱の中でも謳っているように、「地域における『在宅ケアの推進についての会議』を定例的に開催すること」である。つまり、総会は当該連絡会自体の決算報告・決議であり、打合せは「在宅ケアの推進についての会議」を定例的に開催するための準備作業である。したがって、上記ア～ウこれらは補助対象となる「活動」に含めるべきではないと考える。

また、ある連絡会では「じょくそうマニュアル(パンフレット)作成企画会」または「同打合せ」だけで月を変えて4回開催しているところもある。

当該補助金の趣旨に鑑み、仙台市は同要綱に補助対象となる「活動」について明確な運用規定を盛り込み作成し、それに沿って原課は各活動の内容を厳格に審査することが必要である。

(3)②補助金額の確定確認

原課健康福祉局保険高齢部高齢企画課は補助金額を確定するために、各連絡会から活動状況に係る資料を入手している。

しかしながら、上記(2)のア～、イ、ウを含めてもF連絡会は4日、G連絡会は4日、H連絡会は7日の活動状況しか報告されていない。補助金額は400千円であるため、この報告どおり補助金額を確定したとすると、合計で500千円の補助金額の過大となっている。しかし、監査時点で再確認したところ、実際には9日以上のア～ウを含む何らかの集まりをもっていると判明した。

原課は補助金額をの確定するために年度末に各連絡会から、より詳細な活動状況に係る資料を入手し、内容および回数を確認の上補助金額を確定する必要がある。

(4)③各連絡会の合同活動

I連絡会、J連絡会およびK連絡会は研修会、事例検討会(事前準備の打合せを含む)のみならずケア連絡会、役員会、総会を合同で開催しているため、「平成15年度在宅ケア連絡会事業報告」はまったく同じものとなっている。しかし、それぞれが別個の活動として報告されているため、各連絡会がそれぞれ上限の400千円の補助金を受けている。もし、連絡会が同一の団体であれば、400千円の補助金額で済むところ1,200千円の補助金額を支払っていることとなり、この場合三重の支払となっている。

同様の合同活動この点については、L、M、Nの各連絡会、P、Q、Rの各連絡会およびF、Gの各連絡会についても少なからず行われている。その分補助金額が増加するという不合理な結果が生じている。

今後、仙台市が各在宅ケア連絡会に補助金を支払うに際しては、現在ある15の連絡会を、例えば、泉地区、青葉地区、太白地区、宮城野地区および若林地区の5区域に補助金の支給を絞ることを検討すべきである。これにより各連絡会に最大年400千円支払うとしても総額2,000千円となるため、3,600千円の節減となる。

(34) 在宅ケア連絡推進啓発事業補助金

担当部課	健康福祉局保険高齢部高齢企画課					
事業開始年度	平成7年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	在宅ケアに従事する保健、医療、福祉の関係者と市民が質の高い在宅ケアに実現を図る。					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	社団法人仙台市医師会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	1,000	1,000		
	14年度実績	1	1,000	1,000		
	15年度実績	1	1,000	1,000		
	16年度予算	1	1,000	1,000		

(意見)

在宅ケア連絡推進啓発事業は社団法人仙台市医師会が行っている事業であり、後述の下記No. 292「(43)仙台市医師会運営費補助」に示されるように、平成15年度仙台市医師会歳入歳出決算書によると、補助金額に比し多額の繰越金を有している。仙台市医師会は、財政的に余裕があり、補助金がなくとも独自に運営を行っていくことが可能であり、当該補助金が不要な状況にある。したがって当該補助金の打ち切りを検討すべきである。

(35) 仙台市児童養護施設協議会補助金

担当部課	健康福祉局こども家庭部こども企画課					
事業開始年度	不明		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	仙台市児童養護施設協議会は、市内の児童養護施設で構成され、施設間の情報交換や職員研修等を行い、施設全体のレベルアップを図ることを目的とする団体である。近年の被虐待児等への適切な処遇に関する研修は施設職員の処遇レベルの向上が図られ、本市					

	の児童福祉の向上に質するものであるが、同協議会の事業予算は脆弱であり補助が必要である。					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	仙台市児童養護施設協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	200	200		
	14年度実績	1	200	200		
	15年度実績	1	200	200		
16年度予算	1	150	150			

(意見)

仙台市児童養護施設協議会仙台市内の児童養護施設で構成され、施設間の情報交換や職員研修等を行い施設全体のレベルアップを図ることを目的として設置された団体である。その活動の一部である民間児童福祉施設の職員に対する研修は、「近年の児童虐待児等処遇困難児童への適切な対応に関する研修を各施設共通の問題として取り上げて研修することにより、市内施設職員の処遇レベルの向上が図られることとなり、仙台市の児童福祉の向上に資することから、仙台市としても推奨すべきものであるが、同協議会の事業予算は脆弱であり補助が必要である。」旨稟議決裁されている。

しかし、以下の2点で補助の対象とするべきでないと考える。

第一に、このような研修は元来施設が独自で職員の処遇レベルの向上レベルアップを図るべきものであり、社会福祉を目的とする児童養護施設にとって、当然に必要とされることである。また同協議会のみを補助対象とすることは、他施設との公平性の観点から問題がある。

第二に、「同協議会の事業予算は脆弱であり補助が必要である」としているが、当該同協議会のみ事業予算規模から資金が脆弱か否かを判定することは論拠に乏しいと言える。すなわち、同協議会は仙台市内の児童養護施設4施設等が当該目的のために設置された協議会であるため、各児童養護施設等の財務状況をも勘案して補助の必要性を論じる必要があると考える。

なお、平成16年度においては、各施設が一部自己負担するという事で、交付額予算が20万円から15万円に減少している。

(36) せんだい保育室助成金

担当部課	健康福祉局こども家庭部子供家庭部保育課					
事業開始年度	平成14年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	安全で快適な環境及び透明性のある施設運営の実現を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。					
補助要綱等	せんだい保育室事業実施要綱、せんだい保育室事業実施要領、せんだい保育室事業運営費助成要領、せんだい保育室改修費助成要領					
主な補助対象者	市が認定した認可外保育施設					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	—	—	—		
	14年度実績	11	67,347	67,347		
	15年度実績	29	368,639	368,639		
16年度予算	57	860,762	860,762			

(意見)

安全で快適な環境および透明性のある施設運営を図り、児童福祉増進のため認可外保育施設のうち、仙台市が定める要件を満たした施設先に対してせんだい保育室として認定し、その事業運営費および改修費に対して補助金を交付している。せんだい保育室は、A型とB型の2種類に区分されている。

せんだい保育室助成金については以下の2点について検討する必要があると考える。

第一に、「せんだい保育室事業実施要領」第20条(会計処理)において、各引当金の限度額が設定されている。人件費引当金は繰入限度額を累積で10,000千円、修繕費引当金は繰入限度額で6,000千円、備品等購入引当金は繰入限度額を累積で3,000千円、各引当金の合計額は累積で19,000千円を超えないものとするとしている。

「事業実績報告書」を閲覧したところ、同要領第20条の要件が満たされているかどうか確認できる様式ではなかった。現原課によれば、その確認方法については、せんだい保育室制度が平成14年10月から事業開始したため、平成14年度決算書と平成15年度決算書の引当金繰入額を合計して確認したとのことであった。この制度は継続されるものと想定されるが、毎年過去の決算書を合計して確認する方法は非現実的である。また、同要領第20条(3)には、「…引当金を取り崩して使用する場合には、事前に市長あて協議し、承認を得るものとする。」と規定されており、引当金の推移および残高は実績報告書で把握できるようにすべきである。よって、事業実績報告書に同要綱第6条で作成が求められている貸借対照表の添付を求める必要があると考える。

第二に、同要綱第6条および第19条において、設置者(補助金を受ける者)は、社会福祉法人会計基準に基づく損益計算書および貸借対照表等の作成が義務付けられている。しかし、同要綱附則2および3において、B型の設置者には、当分の間、社会福祉法人会計基準によらず経理処理を行うことができ、また、B型の設置者が個人の場合は損益計算書および貸借対照表の作成は努力義務とされている。B型設置者は個人が多く、現金出納帳レベルの帳簿程度のものが作成されているががある程度で、貸借対照表は作成されていないのが現状である。

15年度助成件数29件中26件がB型であり、そのうち個人設置者は、23件である。B型設置者中12件は、年間の補助金額10,000千円を超えている。したがって、補助交付団体の適切な事業実績報告書入手し、補助金額の妥当性に関する検討を行えるようにするため、同附則における経過措置に期限を設ける、あるいは金額基準を設ける等により、同要綱に定める社会福祉法人会計基準に基づき経理処理を行い、損益計算書および貸借対照表を作成する補助交付団体を増やすべきであると考えます。

(37) 家庭保育室助成金

担当部課	健康福祉局こども家庭部保育課					
事業開始年度	昭和 48 年度	事業終期年度	平成 16 年度			
補助目的	認可外保育施設の設置者に対し助成を行うことにより、施設の設備及び運営の水準の維持向上を図り、もって児童福祉の増進を図る。					
補助要綱等	仙台市家庭保育室助成要綱					
主な補助対象者	市の指定した認可外保育施設					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	49	290,636	290,636		
	14 年度実績	51	263,307	263,307		
	15 年度実績	37	153,967	153,967		
	16 年度予算	19	68,163	68,163		

(意見)

施設の設備および運営の水準の維持向上を図り、児童福祉の増進のため仙台市が定める要件を満たした施設に対して家庭保育室として認定指定し、乳幼児の処遇改善に要する経費に対して補助金を交付している。家庭保育室は、昭和 48 年度に事業を開始しているが、安全で適切な環境および透明性のある施設運営の実現を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的として「せんだい保育室制度」を平成 14 年度から実施することとなった。

より質の高い保育を行うため、各家庭保育室に対して、より要件の厳しいせんだい保育室への移行を指導するとともに、家庭保育室助成金を平成 16 年度で廃止する予定である。

順次、家庭保育室からせんだい保育室に移行しているが、まだ、10 数ヶ所の家庭保育室については、せんだい保育室へ移行するのか態度を明確にせず、家庭保育室助成金の存続を要望している。

移行期間としてすでに 3 年が経過していることおよび仙台市の保育施策を明確にするために、せんだい保育室への一本化を図り、家庭保育室助成金は当初計画どおり平成 16 年度で廃止すべきであると考えます。

(38) 私立保育所延長保育事業費補助金

担当部課	健康福祉局こども家庭部保育課			
事業開始年度	平成 11 年度	事業終期年度	終期年度設定なし	
補助目的	保護者の就労形態の多様化等延長保育に対する需要に対応し、児童の福祉の増進を図るため、開所時間を越えて延長保育を実施する保育所に対し、その保育に要する経費を補助する。			
補助要綱等	仙台市私立保育所延長保育事業費補助金交付要綱			

主な補助対象者	社会福祉法人、学校法人他					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	30	94,351	61,235	33,116	
	14年度実績	35	108,803	65,027	43,776	
	15年度実績	47	124,789	74,134	50,655	
	16年度予算	54	148,929	96,312	52,617	

(意見)

(1) 提出資料

仙台市は「延長保育事業に係る収支決算書」を補助対象保育所から提出させているが、その記載内容を見ると、すべての保育所で収支ゼロとなる報告書となっており、また、そのほとんどにおいて、費目ごとの記載金額は1万円単位あるいは千円単位で端数のないちょうどの金額となっている。なお、これらについての証憑類書類は添付されていない。さらに、当該決算報告書は延長保育部分に関しての収支報告を求めているものであるが、保育士の残業代等個別に把握できるものは限られており、例えば、水道光熱費等をどのように通常保育と延長保育に区分しているかについても疑問が生じる。このような状況から考えると、決算報告書における延長保育に関する記載内容の妥当性は極めて疑問であり、また、原課は決算書の市は内容内容について把握できない状況である。

現在「延長保育事業に係る収支決算書」は、別の基準で算定した補助金額の比較から上限値を確認する役割および国庫補助の事業経費を算出する資料となっているが、作成側の保育所の負担と仙台市の審査負担はかなり重いものと推察される。当該補助事業は平成11年度から開始されているため、補助対象経費および補助金額の水準については、概ね抛りどころとなるものが明らかになってきているものと思われる。保育所と仙台市側の負担軽減のためにも、補助金額は延長保育時間と児童数および職員数等によって算定できる体系にする必要があると考えるも精査していないことから、保育士の残業代等延長保育に関し個別に把握でき、かつ延長保育を実施していることが証明できる資料のみ提出させ、保育所の負担を軽減させることが望ましい。

(2) 要綱の見直し

「仙台市私立保育所延長保育事業費補助金交付要綱」要綱第3条第2項によれば、補助対象保育所は1日当たり平均対象児童が概ね6名以上とされ、5名以下でもその実施状況によって対象とする場合があるとされている。実際には延長保育を実施しているすべての保育所が補助対象とされており、1日平均3名の保育所でも補助対象とされている。概ね

6名以上という規定は、延長保育の効率的運営ということも考慮しているものと考えられる。しかし、保育所の延長保育希望者が少数であるため補助を受けられず、延長保育は実施できないという理由で他の保育所に転所させるのも利用者にとっては酷である。さらに、延長保育についての市民ニーズは年々高まっている事実もある。このようなことから判断すると、すべての延長保育所に補助している実態は不相当ともいえない。また、要綱規定と実態が異なることは要件が曖昧になっていることに他ならず、要件を厳密に満たさないため補助をあきらめている保育所が存在する可能性があるという意味において、公平性の面でも問題があるといえる。今後は同要綱を実態に合わせて改定することが望まれる。

(39) 子育て支援ボランティア団体事業助成

担当部課	健康福祉局こども家庭部こども企画課					
事業開始年度	平成 13 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	地域における子育て支援の充実を図るために、託児事業および先導的な子育て支援事業を実施しているボランティア団体の活動を推進し、あわせて団体の育成を図る。					
補助要綱等	仙台市子育て支援ボランティア団体事業助成要綱					
主な補助対象者	託児事業を行っているボランティア団体および先導的な子育て支援事業を行っているボランティア団体					
補助金財源と 交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	5	5,906	5,906		
	14 年度実績	7	4,480	4,480		
	15 年度実績	8	6,540	6,540		
	16 年度予算	8	6,400	6,400		

(意見)

当該事業上記のうち託児事業においては、以下の2点を検討すべきである。

第一に、利用率の低い託児事業者への補助金の支給について検討する必要があると考えるのである。

「仙台市子育て支援ボランティア団体事業助成平成 15 年度助成対象事業及び助成額」によれば、「1(1)②「託児する子どもの人数は、1日おおむね5人以上もしくは一週間おおむね10人以上を目標とする。」とされている。しかしながら、次の下記の下記の4託児事業者については利用率が極端に低い。

(図表)施設ABCDの利用状況

施設名	S託児事業者	T託児事業者	U託児事業者	V託児事業者
実施日	107日	95日	241日	203日
利用者無しの日	89日	29日	81日	61日
利用日	18日	66日	160日	142日
平均利用人数	3.2人/日	2.2人/日	1.7人/日	1.7人/日
平均利用時間	2.3時間	3.5時間	5.5時間	1.5時間
託児事業開始年月	平成15年6月	平成13年7月	平成10年12月	平成13年5月
現在の状況	託児事業を開始して間もないため、未だ知名度が低く、利用者が少ない状況である。	設置後およそ32年を経過し、知名度が向上したため、平成16年度では利用者無しの日は少なくなっている。	設置後およそ53年強経過したにもかかわらず、利用者が伸び悩んでいたため、平成16年度には補助金が廃止カットされた。	設置後およそ3年経過したにもかかわらず、利用者が伸び悩んでいる状況である。補助金の支給廃止カットも考えられたが、この地区は託児事業者が少ないため、平成16年度では補助金支給が継続された。

現在、補助を続行するか否かについては、原課内で託児事業者の利用率に対する将来の改善状況の検討に係る審査に基づいて個別に決定している。原課での当該補助金の運用としては、およそ3年を経過した時点で行われ、上記U託児事業者のように利用率が少ない施設への補助金は廃止されているのではあるが、V託児事業者のように託児事業者が少ない地域に設置している場合や開業当初から低い利用率である託児事業者であっても利用者への知名度の浸透度合いをも考慮して、補助金支給の有無を決定しているのが実状である。

利用率の低い託児事業者が周知度を上げ利用者を増やすこと、運営上の工夫をすることおよび資金調達の努力をすることはボランティア団体としても必要である。

① 利用実績割合に応じて段階的な補助金額を設定する。

② 年数等に応じて段階的な補助金の減額を行う。

など、託児事業者の自立を促すため、支給方法の変更を検討すべきである。

第二に、民間施設と組んで託児事業を行っている場合である。

「子どもネットワーク 子育てサポート仙台 0123 泉」はセルバ4Fコミュニティーホールの施設を利用しているため、セルバを利用しているお客様が利用者の中心とであり、かつ、セルバで買い物をを行った利用者に対してはセルバポイントとして当該施設はセルバより利用料金を

受け取っている。このようなケースはセルバの売上を上げるための方策の一環で行っているものであり、純粋に子育て支援ボランティア活動か疑わしいものである。したがって、これについては、補助を廃止することが望ましい。

(40) 児童養護施設等B型肝炎予防接種事業費補助金

担当部課	健康福祉局こども家庭部こども企画課保険福祉係					
事業開始年度	平成4年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	施設入所児童に対する施設職員を介したB型肝炎の感染を防ぐため、施設職員に対する予防接種を行う社会福祉法人に対して事業費の一部を補助する。					
補助要綱等	仙台市児童養護施設等B型肝炎予防接種事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設および情緒障害児短期治療施設を設置運営する社会福祉法人					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	2	89	89		
	14年度実績	3	124	124		
	15年度実績	3	224	224		
	16年度予算	4	293	293		

(意見)

「仙台市児童養護施設等B型肝炎予防接種事業費補助金交付要綱」第2条において、「市長は、社会福祉法人が経営する次に掲げる施設において、施設職員に対してB型肝炎の予防接種事業を実施する場合には、予算の範囲内において補助金を交付する。

- ① 児童福祉法第37条の規定による乳児院
- ② 児童福祉法第38条の規定による母子生活支援施設
- ③ 児童福祉法第41条の規定による児童養護施設
- ④ 児童福祉法第43条の5の規定による情緒障害児短期治療施設」とされている。

しかしながら、現在仙台市において各法認可施設職員に対してB型肝炎の予防接種事業を行っており、補助の対象とされ金を受けているのは、上記4施設のうち①乳児院③の児童養護施設④情緒障害児短期治療施設だけである。また、予防接種対象者が、新規採用の直接処遇職員のみ全員のところと、直接処遇職員全員のところに、ラ・サールのように職員全員のところとに分かれており、統一性がない。

元来、この予防接種が施設管理において必要不可欠のものであるのであれば、すべての施設において統一的に行われるべきものであり、施設の任意に任せるものではないし、上記①～④の施設に留まるものでもない。したがって、施設が必要と考えるのであれば、施設の自前で行うべきものであり、このような補助金制度を設ける必要はないと考える。

さらに、B型肝炎のキャリアであるか否かは個人情報の問題もあり、各施設での管理次第では個人情報の漏洩に繋がりがねず、仙台市としては施設職員に対するB型肝炎の予防接種を軽々しく奨励しているともとらえられかねないため、当該補助の廃止について検討すべきである。

(41) 小児慢性特定疾患通院介護料

担当部課	健康福祉局こども家庭部こども企画課					
事業開始年度	平成元年度	事業終期年度	終期年度の設定無し			
補助目的	小児慢性特定疾患治療研究事業に基づく在宅患者で通院に介護を必要とする状態の者の治療の促進を図るため。					
補助要綱等	仙台市小児慢性特定疾患治療研究に係わる通院介護料交付要綱					
主な補助対象者	小児慢性特定疾患治療受診券を交付され、医療費の公費負担により通院治療を受けている在宅患者で、身体障害者障害程度が1級から3級の者(3級は医師が認めた者)、13歳未満の者又は医師が必要と認めた者。					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	716	6,324	6,324		
	14年度実績	775	6,849	6,849		
	15年度実績	869	7,620	7,620		
	16年度予算	956	8,777	8,777		

(意見)

当該補助金は、小児慢性特定疾患治療研究事業に基づく在宅患者で通院に介護を必要とする状態の者に対する治療の促進を図るために行われているものである。通院介護料の支給対象となっている在宅患者は、「仙台市小児慢性特定疾患治療研究に係わる通院介護料交付要綱」に基づき、小児慢性特定疾患治療受診券を交付され、医療費の公費負担により通院治療を受けている在宅患者であり、身体障害者障害程度が1級から3級の者(3級は医師が認めた者)、13歳未満の者又は医師が必要と認めた者である。

当補助金の交付を受けようとするものは、小児慢性特定疾患治療研究通院介護料支給申請書を市長に提出し介護料の申請を行うものとされ(「仙台市小児慢性特定疾患治療研究に係わる通院介護料交付要綱」同要綱第7条第1号項)、市長は速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは介護料を交付することとされている(同要綱第7条第2項号)。

原課では申請内容の審査に当たり、通院の事実確認を行っているものもあるが、担当者が経験に基づいてもとづいて申請内容が適当かどうかを判断しているものもあるとのことである。しかし、小児慢性特定疾患治療研究事業に基づく在宅患者で通院に介護を必要とする状

態の者に対して通院介護料を補助するという要綱の趣旨からすると、必ず通院の事実を確認したうえで補助金を交付するべきである。現在の申請書には患者氏名、介護者氏名、通院月および回数ならびに病院名しか記載されておらず、通院の事実を確認できているとは考えられない。現在の方法では担当者がの判断間違いを起こしたり、や意図的に通院回数を増やしたりといったすなどの不正を看過する恐れがありし、同要綱の趣旨に合致しない補助金の交付を行う可能性がある。

したがって、同要綱の趣旨に合致した補助金の交付が行えるようにするために、申請書に通院の事実を確認できる資料の添付を求めるなどの対策が必要と考える。

(42) 仙台市医師会委託事業補助金

担当部課	健康福祉局保健衛生部保健医療課					
事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	各種市民健診等事業を、(社)仙台市医師会に対して、本市が委託しており、各契約に基づき、連絡・調整等の直接的な事務費を支払っている。これらに含まれない委託事業に係る一部を、補助している。					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	社団法人仙台市医師会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	5,000	5,000		
	14年度実績	1	5,000	5,000		
	15年度実績	1	5,000	5,000		
	16年度予算	1	4,750	4,750		

(意見)

仙台市医師会に委託している基本健康診査および子宮がんの検診について、委託契約に織り込まれている基本健康診査の事務費は21万円、子宮ガン検診の事務費は0円と受診者数(それぞれ約5万人で、合計で平成15年度実績109,836件)に比し事務費が実態に合わないあわないこと、および委託事業にかかる各種検診の精度を高めるため、検診実施医療機関への研修会や症例検討会などに係る経費は委託契約に織り込まれていないことから、仙台市は当該補助金を交付している。

しかし、補助金額5,000千円の積算根拠が明確でないことから、透明性を確保するため、委託事業の事務費については委託契約の中に織り込むべきであり、当該補助金は廃止すべきであるとする。

(43) 仙台市医師会運営費補助

担当部課	健康福祉局保健衛生部保健医療課					
事業開始年度	不明		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	仙台市における保健、医療の確保に果たす本会の役割に鑑み、会の円滑な運営を図るために交付している。					
補助要綱等						
主な補助対象者	社団法人仙台市医師会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	3,850	3,850		
	14年度実績	1	3,658	3,658		
	15年度実績	1	3,475	3,475		
	16年度予算	1	3,301	3,301		

(意見)

仙台市における保健、医療の確保に果たす(社)仙台市医師会の役割に鑑み、同医師会の円滑な運営を図るため、同医師会の運営費に対して補助金を交付している。

同医師会より入手した実績報告書に添付された平成15年度仙台市医師会歳入歳出決算書によると、同医師会は45,263千円の次年度繰越金を有している。このことから同医師会は、財政的に余裕があり、補助金がなくとも独自に運営を行っていくことが可能であり、当該補助金が不要な状況にあるといえる。当該補助金の打切りを検討すべきである。

(44) 仙台歯科医師会運営費補助金

担当部課	健康福祉局保健衛生部保健医療課					
事業開始年度	不明		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	(社)仙台歯科医師会の活動が、市民の歯科保健に果たす役割に鑑み、本会の円滑なる運営を図るため、交付している。					
補助要綱等						
主な補助対象者	社団法人仙台歯科医師会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	1,800	1,800		
	14年度実績	1	1,710	1,710		
	15年度実績	1	1,624	1,624		
	16年度予算	1	1,542	1,542		

(意見)

仙台市民の歯科保健に果たす役割に鑑み、(社)仙台歯科医師会の円滑な運営を図るため、同歯科医師会の運営費に対して補助金を交付している。

同歯科医師会より入手した実績報告書に添付された平成 15 年度(社)仙台歯科医師会一般会計収支計算書によると、8,032 千円の繰越収支差額を有している。このことから同歯科医師会は、財政的に余裕があり、補助金がなくとも独自に運営を行っていくことが可能であり、当該補助金が不要な状況にあるといえる。当該補助金の打切りを検討すべきである。

(45) 泉区医師懇談会運営費補助

担当部課	(予算主管課)健康福祉局保健衛生部保健医療課 (予算執行課)泉区保健福祉センター管理課					
事業開始年度	平成元年	事業終期年度	平成 17 年度			
補助目的	仙台市泉地区の救急医療業務等の推進のため会員の協力を得て事業を行う。					
補助要綱等						
主な補助対象者	泉区医師懇談会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	1,000	1,000		
	14 年度実績	1	800	800		
	15 年度実績	1	600	600		
16 年度予算	1	400	400			

(意見)

泉区医師懇談会は、泉区内に医院や病院を開設する医師、勤務する医師または泉区内に住所を有する医師を対象とした会員相互の親睦を図り、地域の学校保健、保健衛生、緊急医療等の地域医療に関する諸問題について協議し、積極的な活動等を行う団体である。同懇談会が提出した補助金申請書によれば、事業目的および内容は「仙台市泉地区の救急医療業務等の推進にあたり会員の協力を得て事業を行う」とある。平成 15 年度泉区医師懇談会収支予算書(収支決算書)は、下記のとおりである。

(図表)平成 15 年度泉区医師懇談会収支予算書(収支決算書)

(単位:千円)

収入	
会費	5,960
補助金	600
その他	77
計	6,637

支出	
会議費	
総会	2,715
役員会費	384
泉地区休日診療所運営委員会	60
介護保険認定審査会委員連絡会	160
事業費	
一般健診事後指導勉強会	116
救急医療講習会	124
医療廃棄物処理業務手数料	2,853
その他(事務通信費等)	129
計	6,542
次期繰越金	94

この収支決算書から、補助申請書における事業目的および内容の対象経費となると考えられる経費は、泉地区休日診療所運営委員会の会議費 60 千円(実績 60 千円)ならびに一般健診事後指導勉強会および救急医療講習会に係る事業費 240 千円(実績 240 千円)であるが、補助金額 600 千円を下回っており、補助金額の算定根拠が適切でない。さらに、同懇談会は、本来、会員相互の会費で運営されるべきであることから、当該補助金の打切りを検討すべきである。

(46) 難病団体運営費補助金

担当部課	健康福祉局健康福祉部障害企画課					
事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	難病患者団体は任意団体であり、財政基盤も弱いいため、団体運営費を補助することで団体活動の円滑化と継続的な会活動の展開を担保する。					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	7 団体(宮城県腎臓患者連絡協議会、全国膠原病友の会宮城県支部、社団法人日本リウマチ友の会宮城県支部、宮城「腎炎ネフローゼ児」を守る会、全国筋無力症友の会宮城県支部、宮城県難病団体連絡協議会、東北白鳥会仙台支部)					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	7	245	245		
	14 年度実績	7	245	245		
	15 年度実績	7	245	245		
16 年度予算	7	245	245			

(意見)

難病患者団体はに対して、財政基盤も弱く、団体運営費を補助することによって団体活動の円滑化と継続的な会の活動を担保するため、各団体一律に 35 千円を支出している。

国が研究・調査の対象に指定した特定疾患は 121 あり、この 7 団体以外にも仙台市で活動している難病患者団体は存在すると考えられる。しかし補助金交付要綱が制定されていないことにより仙台市補助金等交付規則の規程に基づき交付しているため、どのような団体が交付対象になるのか明確ではないため、公平性を欠く。

また、一律 35 千円を補助金として交付しているが、補助金額の 5 倍を超える繰越金を有している先が 7 団体中 5 団体存在し、必ずしも財政基盤が弱いともいえず、この 5 団体に交付した 175 千円は不要であったと考える。

以上から、公平性の観点から、補助金交付対象となる先、および補助金額の算定根拠を明確にするため、補助金交付要綱を制定するの作成が必要であると考える。

(47) 食品衛生協会運営補助金

担当部課	健康福祉局保健衛生部生活衛生課					
事業開始年度	昭和 36 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	食品関係営業者の自主的衛生管理推進のため、(社)仙台市食品衛生協会が行っている食品衛生指導員養成及び指導員の巡回活動を支援する。					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	社団法人仙台市食品衛生協会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	2,800	2,800		
	14 年度実績	1	2,800	2,800		
	15 年度実績	1	2,800	2,800		
	16 年度予算	1	2,800	2,800		

(意見)

仙台市民の食生活の安全確保を推進するため食品関係者の自主的衛生管理の推進が必要であることから、その食品関係業者で組織される(社)仙台市食品衛生協会に対して、その食品衛生指導員養成および指導員の巡回活動を支援するため、補助金を交付している。

当該補助金はその後、同協会から各行政区の食品衛生協会に配分される。

事業報告書に添付されている「平成 15 年度市補助金使途明細」における各区の使途明細の金額と、各区食品衛生協会の収支決算書の突合せを行ったところ、宮城野区、若林区、太白区、泉区の食品衛生協会の収支決算書における食品衛生指導員養成および指導員の巡回活動に係る経費が、「平成 15 年度市補助金使途明細」の金額を下回っており齟齬が存在している。同「平成 15 年度市補助金使途明細」にある支出が各区の食品衛生協会で行われたかに疑念が残る。

各区の収支決算書は、各食品衛生協会の議決を経たものであり、その正式な収支決算書に基づかずに同「平成 15 年度市補助金使途明細」をが作成されるのは適切ではない。適切な実績報告書を提出するよう同協会に対して指導する必要がある。

また、当該補助金の目的は食品衛生指導員養成および指導員の巡回活動を支援することであるから、補助金の使途に対しては、食品衛生指導員養成および指導員の巡回活動に係る経費に限定すべきであると考ええる。

(48) 商工会議所・商工会補助金

担当部課	経済局産業政策部経済企画課					
事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	<p>商工会議所及び商工会は、ともに唯一の地域総合経済団体として仙台市内商工業者の総合的な改善発達を図りながら、社会一般の福祉増進の為、数々の事業を展開している。</p> <p>本補助金は、仙台市内の商工業振興に果たす同団体の役割の重要性を勘案し、積極的な事業活動を促進・支援することによって商工業者の振興を図ることを目的とする。</p>					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	仙台商工会議所、みやぎ仙台商工会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	12	56,234	56,234		
	14 年度実績	10	53,276	53,276		
	15 年度実績	7	51,975	51,975		
	16 年度予算	7	51,486	51,486		

(意見)

(1) 運営補助金交付額の見直し

仙台商工会議所に対し運営補助金として 18,000 千円を交付している。同会議所は商工会議所法に基づいて設立された経済産業大臣の認可法人であり、仙台地域の商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉を増進することを目的としている。同会議所からの交付申請によれば、「当所財政の処置のみでは万全を期しがたい現状であります。」とのことである。しかし、同会議所の平成 15 年度決算書によれば、一般会計の繰越金は 25,682 千円あり、これは毎期同水準となっている。また、この繰越金は特別会計への繰入 90,570 千円の控除後の金額であり、特別会計の繰越金は 549,612 千円、うち特定目的を持たないと考えられる積立金特別会計の繰越金は 257,932 千円という状況である。このような状況で仙台市は運営補助金として 18,000 千円を交付する必要があるのか疑問が生じる。同会議所の役割には一定の公益性は認められるものの、財政状況を詳細に検討して、今後さらに交付額を減額する等の措置を検討することが望まれる。

(2) 「2003 年末大売出し“感謝くじ”」補助金交付額の見直し

同仙台市商工会議所に対し「2003 年末大売出し“感謝くじ”」補助金として 1,800 千円を交付している。当該事業の主な支出内容は宣伝費や賞金である。仙台市はこれについては商業の振興や育成の面から支援が必要としている。しかし、当該事業はあくまでも“感謝く

じ”に参加した各事業者が営利目的上の事業として実施しているものである。したがって、当該補助金については縮小または廃止の方向で検討することが望まれる。

(3) 中小企業大学校仙台校への派遣職員人件費補助

仙台市はみやぎ仙台商工会に対し、同商工会が会が中小企業大学校仙台校に派遣する職員人件費相当額 6,000 千円を交付している。中小企業大学校仙台同校は、中小企業の経営者、後継者、管理者等を対象として、活力ある中小企業者を養成するための研修を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する機関である。

そもそも同校は平成 3 年に開校したが、仙台市が仙台市内での開校を誘致するに当たり職員 3 名講師 1 名を市が派遣することを条件としていた。しかしながら、そのうち 1 名について市が直接講師職員を派遣できないことから、受け皿として同商工会が職員講師を派遣し、人件費相当を市が同商工会に補助しているものである。これについては、平成 2 年 9 月 29 日付けにて市と同商工会との間で同内容を約する「中小企業大学校実務研修生の派遣に関する覚書」が取り交わされている。

同大学校は独立行政法人の運営する機関であり、開設時の条件となっていたとしても、永続的に市が実質的に同校へ補助を行う行為は好ましくない。補助金廃止に向けて市、同商工会、同校の三者で協議することが望まれる。

(49) 仙台ITアベニュー事業補助金(高速通信回線加入工事補助金)

担当部課	経済局産業政策部産業振興課産業創出係					
事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	平成 14 年度			
補助目的	仙台ITアベニュー及び周辺地区の中小企業が高速回線に加入する工事費を補助することにより、仙台ITアベニューへのIT関連企業の集積、通信事業者の参入意欲を誘導する。					
補助要綱等	仙台市高速通信回線加入補助金交付要綱・仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	指定区域内に事業所をおく中小企業					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	—	—	—		
	14 年度実績	—	—	—		
	15 年度実績	20	315	315		
	16 年度予算	—	—	—		

(意見)

当該補助金額は1件当たり10千円から25千円と極めて少額であり、補助の効果自体があるといえるか疑問である。このような極めて少額の補助については、補助金設置段階において、その効果見込みについて十分に検討することが必要である。

(50) 産学共同研究フォローアップ助成金

担当部課	経済局 産業政策部 産学連携推進課					
事業開始年度	平成15年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	市内の中小企業等が行う、大学等の保有する研究成果を用いて事業化に取り組む際の経費を助成することにより、本市における産学連携による新産業創出を促進することを目的とする。					
補助要綱等	仙台市産学共同研究フォローアップ助成金交付要領					
主な補助対象者	産学共同研究等により、新製品開発等の事業化を行おうとする中小企業等					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	—	—	—		
	14年度実績	—	—	—		
	15年度実績	3	15,000	15,000		
	16年度予算	3	15,000	15,000		

(意見)

「仙台市産学共同研究フォローアップ助成金交付要領」第3条において、助成対象者は市内の中小企業とされているが、個人であっても申請年度内に新会社の設立が見込まれる場合には対象とされている。また同要領第4条において、助成事業は新製品開発等の事業化に関する支出とされている。助成金の額はこれらに対し、3分の2以内かつ500万円が上限とされている。

(1) W氏に対する対象経費支出額および助成金

(図表) W氏に対する対象経費支出額および助成金の状況

(単位:千円)

経費区分	用途	支出額	助成金充当額
機械装置等整備費	パルスパターン発生器	5,995	3,750
知的財産の取得に関する経費	商標登録手数料	372	372
その他経費	司法書士経費	372	372
〃	会計処理用機材	294	294
〃	社印	97	97
〃	事務用机・椅子等	3680	113

合 計		7,501	5,000
-----	--	-------	-------

個人W氏に対する助成金の対象経費のうち、司法書士経費 372 千円は会社の設立登記費用であり、助成金受給の要件を満たすための経費であるため、助成対象経費とは認め難い。また、会計処理用機材、社印、事務用机・椅子等についても新製品開発等の事業化のための助成対象経費とは認め難い。すなわち、上記のうち助成対象として適切なものは、機械装置等整備費および知的財産の取得に関する経費合計 6,367 千円と考えられる。

したがって、当該金額の 3 分の 2 の金額 4,245 千円が助成金適正額となり、助成額 5,000 千円との差額 754 千円は過大助成と考えられる。しかし、仙台市はこれらについても新製品開発等の事業化に関する間接的な経費と考え助成対象としている。現在の「助成金交付要領」では、上記のように助成対象の範囲が解釈次第で変動する可能性がある。「助成金交付要領」の助成対象を明確化するよう見直しが必要である。

(2) 助成対象経費の審査

X法人に対する助成対象経費には仙台・東京間の旅費(往復 3 回、片道 5 回)があるが、このうち往復 1 回、片道 3 回分についてはグリーン車を利用している。普通車が満席であったためグリーン車の利用も助成対象経費として認めたとのことであるが、グリーン車を利用することと助成対象とするかは本来別問題であり、助成の趣旨からするとグリーン料金を対象とすることは望ましくない。「助成金交付要領」においてグリーン料金は助成対象外であることを明確化するよう見直しが望まれる。

(51) 商店街イベント事業助成

担当部課	経済局地域産業部地域商業支援課					
事業開始年度	平成 11 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	商店街が地域のコミュニケーションを推進し、にぎわいのある、楽しい、活力ある商店街づくりおよび商店街の集客、固定客づくりなどの個店の販売促進につなげる事業を実施する場合に助成する。					
補助要綱等	商店街イベント事業助成金交付要領					
主な補助対象者	市内の一定地域にある 30 店舗以上で構成された団体					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	31	10,611	10,611		
	14 年度実績	34	12,647	12,647		
	15 年度実績	31	10,897	10,897		
	16 年度予算	不明	12,996	12,996		

(意見)

当該補助金は商店街が実施するイベント事業に要する経費のうち、会場設営費、宣伝広告費、報償費、企画調査費等に対し助成するものである。

他の商店街の支出に関しては、では実施事業経費について領収書のコピーの提出を受け、詳細に支出内容の検討を行っているが、Y商店街では運営を一括してイベント企画運営会社へ委託しているため領収書1枚しかなく、その支出内容の詳細は不明である。見積書等を提出させるなど支出内容の詳細審査を行うことが必要である。

(52) 中小企業団体パイオニア事業助成

担当部課	経済局地域産業部地域商業支援課					
事業開始年度	平成 15 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	中小企業団体が経済環境の変化に対する先進的な取り組みとして、情報化、近代化、まちづくり計画の策定など新たな事業を実施しようとする場合に助成する。					
補助要綱等	中小企業団体パイオニア事業助成金交付要領					
主な補助対象者	市内の事業協同組合、中小企業者4人以上で構成される任意商工団体またはこれらの連合会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	—	—	—		
	14年度実績	—	—	—		
	15年度実績	7	4,975	4,975		
16年度予算		8,128	8,128			

(意見)

補助の趣旨は上記のとおりであるが、補助目的にある「新たな事業を実施しようとする場合」という表現は、解釈次第でどのようなものにも補助できる包括的な内容となっている。他の商店街関連補助金のように要件具備を選定基準とするものと異なり、新たな創意工夫を引き出すことを狙いとする当該補助金においては、現在、厳格な審査を経て選定されているとはいえ、その実施後の効果の検証がきわめて重要である。したがって事業終了後には仙台市が必ず事業効果の検証を行い、その結果を文書化して保存すべきである。

なお、商店街の振興は市の公益目的とは直接的な関連は無く、商店街の振興により市の経済も発展するという間接的な関連性を有するのみである。したがって、このような補助金

自体は極めて限定的に実施するよう要綱を改訂する、あるいは廃止の方向で検討することが望まれる。

(53) 宮城県中小企業団体中央会運営補助金

担当部課	経済局産業政策部経済企画課					
事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	宮城県中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合の指導機関として中小企業による各種組合の設立、事業運営等について指導を行っているほか、各種講習会の開催等を行っている。 本補助金は、同会の役割の重要性を勘案し、積極的な事業活動を促進・支援することによって中小企業協同組合、ひいては中小商工業者の事業経営の近代化・合理化を図ることを目的とする。					
補助要綱等						
主な補助対象者	宮城県中小企業団体中央会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	3,000	3,000		
	14年度実績	1	2,850	2,850		
	15年度実績	1	2,710	2,710		
	16年度予算	1	2,575	2,575		

(意見)

宮城県中小企業団体中央会は中小企業等共同組合法に基づき設立されている団体で、宮城県内の中小企業等協同組合の指導機関である。同会の決算書によれば、正味財産は19,607千円となっているが、その他に運営資金引当金134,125千円が負債に計上されている。しかし当該引当金は利益留保性の引当金であるため、総資産160,843千円の95.6%に当たる153,732千円は内部留保であるといえる。このような財政力のある団体に2,710千円の補助金を交付する意義は薄いとわざるを得ない。

当該補助金の廃止を検討すべきである。

(54) 商店街ブラッシュアップ事業助成

担当部課	経済局地域産業部地域商業支援課					
事業開始年度	平成11年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	商店街がアーケード、街路灯その他の商業基盤施設を良好に維持し、景観の保全及び安全かつ快適な都市施設の機能の維持若しくは向上を図るために、維持補修事業を実施する場合に助成する。					
補助要綱等	商店街ブラッシュアップ事業助成金交付要領					
主な補助対象者	市内の事業協同組合、または準じた団体					
補助	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		

金財 源と 交付 実績	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	4	4,796	4,796		
	14年度実績	4	2,639	2,639		
	15年度実績	2	1,504	1,504		
	16年度予算		12,729	12,729		

(意見)

商店街ブラッシュアップ事業の事実確認については、現地確認あるいは写真による事前・事後の比較が不可欠である。しかし、一部において現地確認は行っておらず、支出関係書類の審査のみを行っているものが見受けられた。今後は、原則として現地確認をすることが必要である。

(55) 商店街コミュニティ事業補助

担当部課	経済局地域産業部地域商業支援課					
事業開始年度	平成14年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	商店街の活性化を図るため、商店街の空き店舗を借り上げて、保育施設、高齢者交流施設、その他のコミュニティ施設を設置する場合に、建物賃借料及び内装工事費等を助成する。					
補助要綱等	仙台市商店街コミュニティ事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	商店街振興組合または商店街振興組合と共同で設置する法人					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	国	
	13年度実績	—	—	—	—	
	14年度実績	2	2,820	1,753	1,067	
	15年度実績	2	366	366	—	
	16年度予算		4,400	4,400	—	

(意見)

商店街の空き店舗を借り上げて設置された施設の利用状況の報告が文書化されていないため、当該事業に対する市民ニーズ、また補助金支出の効果について把握している事実を確認できない。

利用状況を報告させ、補助効果を測定し、次年度以降の補助の継続性についての検討材料とする必要がある。

(56) 仙台観光コンベンション協会補助金

担当部課	経済局地域産業部観光交流課
------	---------------

事業開始年度	平成 12 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	国内外からのコンベンション・観光客の誘致、支援や物産品の宣伝、販路拡張などによる観光事業の振興。					
補助要綱等						
主な補助対象者	財団法人仙台観光コンベンション協会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	177,519	177,519		
	14 年度実績	1	204,195	204,195		
	15 年度実績	1	201,323	201,323		
	16 年度予算	1	194,749	194,749		

(意見)

補助対象経費について以下の 2 点に問題がある。

第一に、財団法人仙台観光コンベンション協会が実施する国内外からのコンベンションおよび観光客の誘致ならびに支援事業等を目的として補助金交付申請がなされている。しかし、支出状況をみると、平成 15 年度においては物産会館積立預金支出 511 千円についても補助対象とされている。財団において累積された当該積立預金は 1,100 万円程度となっている。当該積立預金は物産会館を建設することを目的に積立てられているものであり、平成 14 年度に策定した「三大まつり観光展示館・物産館構想調査報告書」に基づき、土地の選定や運営手法等について検討してきたものである。しかし現在その具体的建設計画は無く、利益留保的な積立預金となっている。補助金交付要綱を策定の上、このような引当金は補助対象外の経費として明確に区別する必要がある。

第二に、平成 15 年度においては、減価償却引当預金支出 1,511 千円についても補助対象とされている。当該補助金は施設整備費を対象としていないが、減価償却引当預金支出について補助することは、実質的に施設整備費に対し補助していることに他ならない。これについても、補助対象外の経費として明確に区別する必要がある。

(57) 仙台・青葉まつり開催補助金

担当部課	経済局地域産業部観光交流課		
事業開始年度	昭和 60 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	仙台三大まつりの一つである「仙台・青葉まつり」の開催支援することを目的とする。		
補助要綱等			
主な補助対象者	仙台・青葉まつり協賛会		
補助	交付実績(単位:千円)		補助金財源(単位:千円)

金財 源と 交付 実績	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	42,000	42,000		
	14年度実績	1	35,000	35,000		
	15年度実績	1	35,000	35,000		
	16年度予算	1	35,000	35,000		

(意見)

当該事業の平成15年度決算書によると、収入総額69,593千円のうち仙台市からの補助金は35,000千円と約50%の割合を占めている。

一方、平成13年度までの支出の内容にはほぼ毎年山鉾会館計画引当金(特別会計)の繰入が含まれており、平成元年度からの引当累計は30,104千円となっている。これは、山鉾会館の建設に充てるための引当てとのことであり、平成14年度に策定した「三大まつり観光展示館・物産館構想調査報告書」に基づき、土地の選定や運営手法等について検討してきたものである。しかし、現在具体的な会館建設の計画は無く、利益留保的な引当てといえる。加えて平成14年度には一般会計が赤字との理由で当該引当金が400千円取崩されており、その引当て理由はさらに薄弱といえる。

補助金交付要綱を策定の上、このような引当金は補助対象外の経費として明確に区別する必要がある。

(58) 伝統的工芸品産業振興事業助成金

担当部課	経済局地域産業部観光交流課					
事業開始年度	昭和63年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	人材育成や販路開拓など、伝統的工芸品の産業振興に資する。					
補助要綱等	仙台市伝統的な工芸品産業振興事業助成金交付要綱					
主な補助対象者	固定した対象者なし					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	—	—	—		
	14年度実績	1	100	100		
	15年度実績	1	100	100		
	16年度予算	1	100	100		

(意見)

当該補助金は商工業者が伝統的工芸品産業の振興のための事業を行う場合に助成するもので、会場設営費、講師謝礼、講習会・展示会に要する材料費、宣伝費、講師旅費等が補助対象経費とされる。平成15年度における助成は工芸展の開催に関する助成である。

その結果、当該工芸展の決算書では収支は均衡している。しかし当該決算書には、工芸品の販売収入は記載されていない。補助の効果を検証するためには、工芸品の販売収入も含めた全体の収支を明らかにすることが必要である。

(59) いずみ農業まつり推進事業

担当部課	経済局農政部農政企画課および？泉区総務部まちづくり推進課					
事業開始年度	昭和 55 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	新しい時代の農業に即し、農林産業の振興と活力あるまちづくりを目指して、いずみ農業まつりを開催し、農林業に対する市民の理解と融和を深めることを目的とする。					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	いずみ農業まつり推進協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	1,800	1,800		
	14 年度実績	1	1,720	1,720		
	15 年度実績	1	1,643	1,643		
	16 年度予算	1	1,553	1,553		

(60) 宮城地区農業まつり事業

担当部課	経済局農政部農政企画課および？宮城総合支所まちづくり推進課					
事業開始年度	平成 2 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	地区農業の振興発展を目的に補助を行う。					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	宮城地区農業まつり推進協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	1,800	1,800		
	14 年度実績	1	1,720	1,720		
	15 年度実績	1	1,643	1,643		
	16 年度予算	1	1,553	1,553		

(意見)

各まつりの収入に占める仙台市からの補助金割合は、次のとおりである。

(図表) いずみ農業まつりと宮城地区農業まつりの補助金と総収入の状況

(単位:千円)

	いずみ農業まつり	宮城地区農業まつり
補助金(A)	1,643	1,643
総収入(B)	2,069	2,108
総収入に占める補助金の割合(A)/(B)	81.7%	83.6%

このように総収入に占める補助金の割合は80%を超える高率となっている。おり、もはや、補助金なしでは活動は不可能な状態である。各団体の自発的活動を補助するという補助金の趣旨からすれば、金額は過大と考えられる。自主財源による活動を促すためにも減額していくことが必要であると考え。

(61) 仙台市米消費拡大推進連絡協議会事業

担当部課	経済局農政部農業振興課					
事業開始年度	昭和 57 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	米の消費拡大に関する啓蒙、宣伝、催事、その他米の消費拡大のための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした、仙台市米消費拡大連絡協議会に対し補助する。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台市米消費拡大推進連絡協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	-	-	-		
	14 年度実績	1	500	500		
	15 年度実績	1	300	300		
	16 年度予算	1	300	300		

(意見)

平成 15 年度における仙台市米消費拡大推進連絡協議会の予算と実績は、以下のとおりである。

(図表) 平成 15 年度仙台市米消費拡大推進連絡協議会の予算と実績の状況 (単位:千円)

	予算	実績	増減
ごはん食普及・啓発事業	430	249	▲181
その他米消費拡大	114	111	▲3
運営費	13	2	▲11
合計	557	362	▲195

例えば、ごはん食普及・啓発事業の実績が予算を下回った理由は、当初計画していたイベントを実施しなかったからである。

このように事業内容の変更にも関わらず、補助金が交付されている原因は、補助金交付要綱が制定されていないため、補助金の対象となる経費および補助金の算出方法が明確に定められていないことに起因するものである。

したがって、補助金交付要綱を制定して使途を明確に設定し、余剰が生じた場合には補助金の返還を求めるようにすべきである。

(62) 病害虫防除連絡協議会事業

担当部課	経済局農政部農業振興課			
事業開始年度	昭和 15 年度	事業終期年度	終期年度設定なし	
補助目的	共同防除及び協定防除の徹底をはかり低コストで良質な農作物の栽培、さらには防除技術向上のための研修会、講習会を開催し農作物の病害虫防除体系を確立し、広域一斉防除の徹底を図る事を目的とした病害虫防除連絡協議会に対し助成する。			
補助要綱等				
主な補助対象者	仙台農協農作物病害虫防除連絡協議会			
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)		補助金財源(単位:千円)	
	年度	件数	金額	一般財源
	13 年度実績	1	920	920
	14 年度実績	1	920	920
	15 年度実績	1	200	200
	16 年度予算	1	200	200

(意見)

仙台農協農作物病害虫防除連絡協議会の事業活動にかかる予算と実績は、以下のとおりである。

(図表) 仙台農協農作物病害虫防除連絡協議会の事業活動予算・実績の状況

(単位:千円)

	予算	実績	増減
協議会運営事業費	150	-	▲150
支店協議会活動費	1,576	1,576	-
協議会運営会議費	250	72	▲178
研修会費	100	195	95
防除機具修理費	200	-	▲200
合計	2,276	1,843	▲433

もともとは、予算の 2 分の 1 を目安に補助金を交付していたが、仙台市の予算シーリングに伴い前年度の補助金額から大幅に補助金を減額されている。

予算と実績に乖離があるのは、予算の見積りが十分でなかったためと考えられる。原課は予算の精度を上げるよう指導するべきである。そのため補助事業の採択に当たっては、原課は補助金申請書に添付されている事業計画書を検討し、補助金支給対象の内容、金額を詳細に確認するべきである。

また、使途が明確に定められないまま補助金を交付してしまっている現状からすると、補助金交付要綱を制定して使途を明確に設定し、余剰が生じた場合には補助金の返還を求めるようにすべきである。

(63) 農場制農業モデル地区育成事業

担当部課	経済局農政部農政企画課					
事業開始年度	平成 12 年度	事業終期年度	平成 16 年度			
補助目的	集落を構成する農業者の合意のもと、集落全体で、農作業や農業機械施設利用の共同化、集落内農地の作付体系を含めた経営の合理化を推進し、効率的な作業で生産性の高い農業の実現に向け、そのモデルとなる地区並びに組織経営体を育成する。					
補助要綱等	仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	営農集団					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	3	600	600		
	14 年度実績	4	550	550		
	15 年度実績	1	200	200		
	16 年度予算	1	200	200		

(意見)

農作業受委託や利用権設定などの拡大の機運が高く、水田農業を確立していくため、集落営農を推進し、地域のモデルとなり得る地区の農業集団等に対して、事業費の 2 分の 1 以内、上限 200 千円で補助金を交付している。

組合が支出された事業費について、領収証を確認したところ、運転代およびフィルムカメラ代の領収証が存在しなかった。補助金により経費を助成しているものであるから、原課は経費に関する証拠資料をすべて入手して確認するべきである。

また、視察研修を行った際に支出した酒代については個人負担としているものの同時に購入した酒肴については補助対象経費として計上している。日中の視察研修が終わった後の夜の宴会については視察研修と関係が無いので補助対象経費とは認めなかったとして、酒代は除いたということであるが、そうであれば補助対象経費に含めるかどうかという判断は、酒かどうかという観点ではなく、宴会のために支出したものであるかどうかで判断するべきである。したがって、酒代以外の宴会に関する経費 7 千円については、視察旅行の経費として含めるべきではないと考えられる。

さらに、視察旅行の経費として計上されている 10 千円については、領収書はあるものの支出内容が不明であった。

これら、視察旅行とは関係の無い経費および支出内容の不明なものについては、補助金の返還を求めることが望ましい。

(64) 仙台市4Hクラブ連絡会運営費補助金

担当部課	経済局農政部農政企画課					
事業開始年度	不明		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	市内の4Hクラブ会員(若手農業者)で組織している本連絡会は、市域農業の発展に寄与することを目的に活動を行っており、将来、農業の重要な担い手としての活躍が期待される。					
補助要綱等						
主な補助対象者	仙台市4Hクラブ連絡会(農業者団体)					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	120	120		
	14年度実績	1	72	72		
	15年度実績	1	72	72		
	16年度予算	1	35	35		

(意見)

4Hクラブは、若い農業者の組織力をもって農業・農村の振興を図ることを目的に活動を行っている団体で、現在は、主として若い農業後継者で構成され、お互いの交流を目的とした組織である。

この4Hクラブに対する補助金は、4Hクラブ全体の運営費 241 千円のうち、会議費相当額をもとに原課の裁量で決定している。

しかし、使途が明確に定められないまま補助金を交付してしまっている現状からすると、補助金交付要綱を制定して使途を明確に設定するべきである。

なお平成 16 年度において予算計上されているが、平成 16 年度においては4Hクラブの置かれている状況を鑑み、補助金交付は行われなかったとされている。

(65) 宮城中央森林組合育成強化事業補助金

担当部課	経済局農政部農林土木課					
事業開始年度	昭和 51 年	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	森林資源の増殖と、林業の振興、森林資源の多面的機能の確保、増進等を目的とする、宮城中央森林組合に補助することにより、森林循環改善を図る。					
補助要綱等	仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城中央森林組合					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	1,630	1,630		
	14 年度実績	1	1,630	1,630		
	15 年度実績	1	1,630	1,630		
	16 年度予算	1	815	815		

(意見)

宮城中央森林組合は、昭和 51 年 11 月に、仙台市とその周辺市町村にあった 9 つの森林組合が合併し、その後平成 3 年 3 月に七北田森林組合と合併して現在に至っている。当初の合併にあたっては、各森林組合の財政が脆弱だったことから当該補助金を交付してきたという経緯がある。

同組合の貸借対照表および損益計算書によれば、剰余金および当期剰余金の推移は以下のとおりである。

(図表) 同組合の直近 3 年間の剰余金と当期剰余金の状況

(単位:千円)

	平成 13 年 12 月期	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期
剰余金(利益剰余金)	41,932	44,700	48,013
当期剰余金(当期利益)	2,144	3,855	4,694

当該剰余金の規模および単年度の収支からすると、財政的にも余裕があると考えられるので、補助金の交付を行わなくても運営は十分に可能と考えられることから、補助金交付の役割はなくなっていると思われる。宮城中央森林組合の運営のための補助金は打ち切るべきである。

(66) 生垣づくり助成事業

担当部課	建設局百年の杜推進部緑化推進課		
事業開始年度	平成 9 年度	事業終期年度	終期設定なし平成 18 年度

補助目的	生垣の設置にかかる費用の一部を助成することにより、民有地における生垣づくりを促進し、杜の都にふさわしい緑豊かなまちづくりを推進するため。					
補助要綱等	仙台市生垣づくり助成要綱					
主な補助対象者	住宅、事業所等において一定の基準を満たす生垣を設置しようとする者					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	基金(*)	県	
	13年度実績	219	17,120	17,120	—	
	14年度実績	222	17,174	17,174	—	
	15年度実績	256	21,039	21,039	—	
	16年度予算	250	25,333	20,000	5,333	

基金(*)：百年の杜づくり推進基金

(意見)

当該補助事業の端緒は、昭和53年の宮城県沖地震時のブロック塀等倒壊による被害を教訓にした、ブロック塀の取り壊しおよび生垣づくりの融資制度であった。その後、昭和61年に財団法人仙台市公園緑地協会が助成制度を制定したがとし、それを引き継ぐ形で平成9年度から仙台市の助成事業となった。最初のブロック塀の代替としての生垣づくりから、現在は「仙台グリーンプラン21」「百年の杜づくり行動計画」による緑化拡大に重点が変化してきている。

この「仙台市生垣づくり助成要綱」では第3条第1号において、補助対象者は「不特定多数の者の通行の用に供されている道路に面した」場所に生垣を設置した者となっている。しかし、実際には必ずしも道路に面した部分に限定されているわけではなく、道路に面していない駐車場等の生垣にも補助が行われている。この点原課では要綱運用上の基準を作成し、道路に面していない部分でも補助対象となるケースを設けている。補助対象を明らかにするためにも、今は明示されていないこのような基準を要綱に明記するのが望ましいと考える。敷地の形状にもよるが、道路に面していない部分については補助率を下げるなどの対応を行う必要があると考える。

また同要綱には補助事業の終期が設定されていない。「百年の杜づくり行動計画」にも「永続的な取り組み」であるとされているが、生垣づくりは建築時に行われることが多い。そのため新築物件については完成後1年以内、既築物件については「百年の杜づくり行動計画」の期間に合わせて平成20年までとするなど、一定の終期を要綱で盛り込む必要がある。

(67) 建築物等緑化助成事業

担当部課	建設局百年の杜推進部緑化推進課					
事業開始年度	平成 12 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	緑豊かな景観の創出及び環境の改善を積極的に推進。					
補助要綱等	仙台市建築物等緑化助成要綱					
主な補助対象者	仙台市内の建築物の屋上・壁面等に緑化事業を行う者					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	基金(*)		
	13 年度実績	10	15,227	15,227		
	14 年度実績	8	7,542	7,542		
	15 年度実績	19	17,185	17,185		
16 年度予算		20,000	20,000			

基金(*)：百年の杜づくり推進基金

(意見)

この「仙台市建築物等緑化助成要綱」は「百年の杜づくり行動計画」に取り上げられた重点取り組み施策を具体化したものとなっている。同要綱第 2 条第 1 項において、交付対象は次のようになっている。

①屋上等緑化

樹木、芝、地被類により建築物等の屋上又はベランダを、3 m²以上緑化する場合。

また、プランターを使用する場合は、1 基当たり容量 50ℓ以上のものを使用する場合に限る。

②壁面緑化

つる性植物により、建築物等の壁面に沿って植栽延長 3m 以上の緑化をする場合。

ただし、植栽延長 1m 当たり 3 本以上植栽する場合に限る。

この要綱に基づき平成 15 年度に行われた事業結果を閲覧したところ、マンションのベランダに 6 m²の芝生を敷き詰めたもの、郊外の自宅マンション屋上を緑化した際に自宅用の助成したものが見受けられた。

このような事例を考えると、マンションのベランダに 6 m²の芝生の芝生を敷き詰めたことに 103 千円を交付した費用対効果は、満足が得られる水準に達していないと思われる。また、郊外部の建築物を緑化する効果は、都心部と比較し著しく低下すると思われる。補助金支出とその効果の観点から、補助対象の規模、対象地域等に関し同要綱の見直しが必要であると考える。

(68) 緑化木植栽助成事業

担当部課	建設局百年の杜推進部緑化推進課
------	-----------------

事業開始年度	平成 9 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	公共的な場所で行う樹木の植栽に要する費用を助成することにより、杜の都にふさわしい緑豊かなまちづくりを推進するため。					
補助要綱等	仙台市緑化木植栽助成要綱					
主な補助対象者	緑化の効果が著しいと認められる公共的な場所に、自らの労力で直接樹木を植栽しようとする町内会、老人クラブ、PTAなどの団体					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	基金(*)		
	13 年度実績	5	2,131	2,131		
	14 年度実績	8	2,773	2,773		
	15 年度実績	6	1,467	1,467		
	16 年度予算	5	2,500	2,500		

基金(*) : 百年の杜づくり推進基金

(意見)

「仙台市緑化木植栽助成要綱」において、交付目的は「公共的な場所で行う樹木の植栽に要する費用を助成することにより、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的とする」となっている。平成 15 年度実績の内訳の中に、Y 台原中学校平成 15 年度卒業生・父母の会があった。これは 2 本の樹木を Y 台原中学校敷地内に卒業記念植樹として植栽したものであり、形式的には同要綱に反する点はない。

しかしながら卒業記念植樹は、卒業記念を植樹という形で表現したものであり、記念植樹の恩恵を享受するのは主として Y 台原中学校平成 15 年度卒業生および父母である。この場合、同要綱の目的である「緑豊かなまちづくりの推進を図ること」は、副次的な目的ではあるにせよ、主目的とはなっていない。

同要綱に基づく補助金交付は、要綱の目的に合致しているかどうかの実質的な観点から交付決定を判断すべきであると考ええる。

(69) 仙台市民間防火組織運営補助金

担当部課	消防局警防部予防課					
事業開始年度	昭和 63 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	災害のない住みよい地域社会づくりへ向けて、コミュニティ活動の中核となっている民間防火組織の育成強化と活動の活性化を図る。					
補助要綱等	仙台市民間防火組織運営補助金交付要綱・実施細目					
主な補助対象者	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会					
補助金財源と	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	1	15,025	15,025		

交付実績	14年度実績	1	15,200	15,200		
	15年度実績	1	15,350	15,350		
	16年度予算	1	15,500	15,500		

(意見)

平成15年度は仙台市婦人防火クラブ連絡協議会に対して15,350千円の補助金を交付しているが、同協議会はさらに各区を基本とした各地区の婦人防火クラブへ助成金を支出している。そしてこの各地区婦人防火クラブは自ら助成金を利用するが、さらに各地区内の支部等へ助成を行っている。

ここで婦人防火クラブの活動から考えると、活動の受益者はそれぞれの自治組織となっている。そのため原則として、各地区、各支部等の婦人防火クラブの活動費はそれぞれの自治組織で賄い、仙台市が補助金を交付するのは同協議会の活動のうち、全市的な事業費とすべきである。この点につき、同協議会から各支部へ全市的な活動に対する助成が支出されているが、市が各支部の活動を全市的なものと認めるのであれば、補助金審査の観点からも直接市が各支部に対して補助するのが望ましいと考える。そうでなければ、市は直接の補助金交付先である同協議会だけでなく、各支部に助成された補助金の利用についても管理できるように要綱の改正等を行い、補助金の効果的な利用に努める必要があると考える。受益と負担の関係から考えると、仙台市の交付すべき補助金の範囲は、このように限定する必要があると考える。

(70) 東四郎丸社会教育推進協議会運営費補助

担当部課	教育局生涯学習部生涯学習課					
事業開始年度	昭和59年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	地域住民の活動の場や自主的な活動の機会を提供し、生涯学習の推進を図るため、社会教育施設の不足している中田東部地域において、住民の自発的学習要求の高まりに応えるべく、昭和59年度から仙台市立東四郎丸小学校の施設の一部を開放し、運営補助金を支出している。					
補助要綱等						
主な補助対象者	東四郎丸社会教育推進協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	200	200		
	14年度実績	1	200	200		
	15年度実績	1	200	200		
	16年度予算	1	200	200		

(意見)

当該補助金の対象である東四郎丸社会教育推進協議会は、仙台市太白区中田東部地域にある東四郎丸地区の社会人を対象とした学習や研究活動を開催して当該地域の生涯学習を推進することを目的とする協議会である。仙台市太白区にある東四郎丸地区には、図書館や社会教育施設が不足しているという判断から、仙台市は、昭和 59 年度以降、同協議会に対して、毎週土曜日、日曜日に仙台市立東四郎丸小学校の一部を市民図書室として開設する運営費補助として、また、月数回の活動のための運営費補助として補助金を交付している。

一方で、平成 15 年度から仙台市立の小学校の一部では「学校図書室等開放事業」が実施され、この委託先団体には図書費以外の経費として 18 万円が支出されている。この事業の目的の一つには、週末における小学校の図書室等を地域の方に開放し、市民の生涯学習を支援することがある。

「東四郎丸社会教育推進協議会」の市民図書室は、「学校図書室等開放事業」の先駆けであり、なおかつ地域住民の自主的な運営により生涯学習活動が活発かつ円滑に行われていることから、今もって「学校図書室等開放事業」のモデルとなりうる存在と考える。しかしながらモデルとなる存在であっても、他の「学校図書室等開放事業」の委託先団体と比べて不公平となるような補助となるべきではないと考える。そのため同協議会への補助金は、「学校図書室等開放事業」の委託先団体への委託料と同程度の金額水準にするのが望ましいと考える。

(71) 交通安全教育読本補助金

担当部課	教育局学校教育部健康教育課					
事業開始年度	昭和 46 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	小学校 1 年生の安全教育効果を上げるため使用する副読本「わたしたちの安全(低学年用)」購入費の一部を、保護者の負担軽減のため、小学校長会に対し補助する。					
補助要綱等	仙台市補助金等交付規則					
主な補助対象者	仙台市小学校長会					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13 年度実績	7,729	1,159	1,159		
	14 年度実績	8,029	1,204	1,204		
	15 年度実績	8,170	1,225	1,225		

	16 年度予算	8,051	1,428	1,428		
--	---------	-------	-------	-------	--	--

(意見)

当該補助金は、小学校に入学したばかりの1年生に対する安全教育の副読本である「わたしたちの安全(低学年用)」の購入代金一冊400円のうち150円分を、小学校長会に補助することにより保護者の負担を軽減するものである。

しかし、当該補助金は以下の3点について問題があると考えられるため、仙台市は当該補助金の廃止を検討すべきである。

第一に、副読本は購入が必須の教科書ではないため、仙台市立小学校123校のうち、14校、割合にして約11.4%が購入していない。そのような小学校の児童の保護者には当該補助金は支給されないため、公平性に欠けている。

第二に、数ある副読本のうち、なぜこの副読本だけを購入補助の対象にするのか、根拠が不明確である。

第三に、150円の購入補助では児童保護者に与える経済的便益は極めて低いと考えられるため、当該補助金を廃止しても児童保護者への影響はほとんどなく、当該補助金の支出効果は極めて低いと判断できる。

(72) 仙台市職員互助会に対する補助金

担当部課	総務局人事部労務課および・厚生課					
事業開始年度	昭和37年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	会員の相互扶助の事業を行い、もってその福祉の増進を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。					
補助要綱等	仙台市職員互助会規約、仙台市職員互助会に関する条例、地方公務員等共済組合法					
主な補助対象者	仙台市職員					
補助金財源と交付実績	交付実績(単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源		
	13年度実績	1	249,762	249,762		
	14年度実績	1	214,703	214,703		
	15年度実績	1	152,039	152,039		
	16年度予算	1	146,127	146,127		

(意見)

互助会については「仙台市職員互助会に関する条例」第3条により、「市は・・・互助会に補助金を交付することができる。」としている。実際には総務局労務課が予算の範囲内で補助金の率を決めている。

互助会費は、職員掛金の他、互助会補助費と互助会特別補助費からなる。互助会補助費は、例えば、祝金(結婚 35 万円、出産 32.5 万円程度、長期勤続、入学金などがある。)、リクレーション(ボーリング、テニス等)、退職時の餞別(42 年高卒で 50 万円程度)に対して支払われるもの金額である。互助会特別補助費は互助を行うための事務費相当分であり、事務費の内容は主に機器のリース料である。

平成 15 年度において、仙台市が負担するそれぞれの金額は次のとおりである。

互助会補助費……給料月額 $\frac{4}{1,000}$ (平成 14 年度においては $\frac{5}{1,000}$)

互助会特別補助費……1 人当たり 1,100 円

仙台市職員が負担する互助会掛金補助費は給料月額 $\frac{2}{1,000}$ のみであり、互助会特別補助費は負担しない。

したがって、仙台市は他政令指定都市と比較し、職員 1 人当たりの補助金額は多くないが、職員の掛け金の 2 倍強を仙台市が負担しており、これは他政令指定都市と比べても三番目に高い負担率となっている。。

さらに、専属の職員 107 名ほどの給料は仙台市の職員給与として支払われており、また家賃も仙台市が直接負担しているため互助会の事務費の中には含まれていない。これらの費用を互助会費に含めると、さらに高い負担額ならびに負担率になる。

互助会の趣旨は相互扶助制度であるから、原則は仙台市職員が拠出した会費のみにより運営されるのが理想的とべきであると考え。そのため、他の政令指定都市や民間企業の実態を鑑みながら、あらためて仙台市と職員の間における適正な費用負担のルールを定めるとともに、仙台市職員互助会への補助を仙台市民の理解が得られるように見直す必要があると考える。

また現在、仙台市の一般会計収支上、この互助会補助金は法律で認められている共済会への支出金と同じく共済費(節)に計上されているため、当該補助金額を外部からは窺い知ることができない状況である。その上、仙台市の互助会の事業報告は一般公開されておらず、今後とも仙台市より補助金が支出されるのであれば、例えば、インターネットなどを通じて明確な形でディスクローズすることが望まれる。なお、近隣自治体では平成 13 年度に互助会に対する補助を全廃し、現在は職員の掛け金だけで運営されている状況である。

以 上